

第 5 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成25年10月21日

(平成24年度決算)

(商工観光労働部・農林水産部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成25年10月21日(月曜日)

午前10時2分開議
午前11時53分休憩
午後1時2分開議
午後2時18分休憩
午後2時24分開議
午後2時50分閉会

本日の会議に付した事件

議案第26号 平成24年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第27号 平成24年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第31号 平成24年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第32号 平成24年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第35号 平成24年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第37号 平成24年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第39号 平成24年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第42号 平成24年度熊本県就農支援資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(11人)

委員長 松田三郎
副委員長 森浩二
委員 前川 收

委員 小杉 直
委員 岩中 伸司
委員 氷室 雄一郎
委員 小早川 宗弘
委員 山口 ゆたか
委員 増永 慎一郎
委員 磯田 毅
委員 杉浦 康治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

部長 真崎 伸一

政策審議監兼

商工政策課長 出田 貴康

商工労働局長 森永 政英

新産業振興局長 高口 義幸

観光経済交流局長 松岡 岩夫

商工振興金融課長 伊藤 英典

労働雇用課長 下村 弘之

産業人材育成課長 古森 美津代

産業支援課長 奥 蘭 惣幸

エネルギー政策課長 山下 慶一郎

企業立地課長 寺野 慎吾

首席審議員兼

観光課長 渡辺 純一

国際課長 磯田 淳

くまもとブランド推進課長 成尾 雅貴

農林水産部

部長 梅本 茂

政策審議監 豊田 祐一

経営局長 濱田 義之

生産局長 渡辺 弘道

農村振興局長 大石 二郎

森林局長 岡部 清志

水産局長 鎌 賀 泰 文
 農林水産政策課長 田 中 純 二
 団体支援課長 山 口 洋 一
 首席審議員兼
 農地・農業振興課長 船 越 宏 樹
 担い手・企業参入支援課長 國 武 慎一郎
 流通企画課長 西 山 英 樹
 むらづくり課長 潮 崎 昭 二
 農業技術課長 松 尾 栄 喜
 農産課長 山 中 典 和
 園芸課長 古 場 潤 一
 畜産課長 矢 野 利 彦
 首席審議員兼農村計画課長 荻 野 憲 一
 技術管理課長 緒 方 秀 一
 農地整備課長 小 柳 倫太郎
 森林整備課長 長崎屋 圭 太
 林業振興課長 小 宮 康
 森林保全課長 本 田 良 三
 水産振興課長 平 岡 政 宏
 漁港漁場整備課長 原 田 高 臣
 全国豊かな
 海づくり大会推進課長 平 山 泉

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 伊 藤 敏 明
 会計課長 福 島 裕

監査委員事務局職員出席者

局 長 本 田 惠 則
 監査監 瀬 戸 浩 一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上 野 弘 成
 議事課課長補佐 松 尾 伸 明
 議事課主幹 左 座 守

午前10時2分開議

○松田三郎委員長 皆さんおはようございます。大変お待たせをいたしました。

それでは、ただいまから第5回決算特別委

員会を開会いたします。

本日は、初めに商工観光労働部の審査を行い、その後、午後1時から農林水産部の審査を行うこととしております。

それでは、これより商工観光労働部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部の皆さんの説明は、効率よく進めるために、まず一旦お立ちいただいて、どこでどなたが説明していただいているのか確認したいと思いますので、その後は着座のまま説明していただいて結構でございます。

それでは、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、真崎商工観光労働部長、お願いいたします。

○真崎商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部長真崎伸一でございます。それでは、よろしくお願い申し上げます。

平成24年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において、御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、商工観光労働部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、各部局共通事項として、委員長報告第4の1にありますとおり「収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫等により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。」との御指摘をいただいております。

当部の未収金につきましては、委託訓練受講経費の返還金に係る未収金及び中小企業従業員住宅使用料未収金、特別会計において中

小企業振興資金特別会計未収金がございます。

まず、委託訓練受講経費の返還金に係る未収金につきましては、分納誓約書を徴し、繰り返し催告を行っておりますが、債務者が就職をしても短期間で離職を繰り返し無職の状態であることから、納付が滞っております。

そのため、ハローワークと連携し就職等についてのアドバイスを行うなど、引き続き催告とあわせて債務者が就職し納付につながるよう努めております。

次に、中小企業従業員住宅使用料未収金につきましては、平成24年2月に滞納等を理由とした賃貸借契約の解除等を行いました。未済額の返済、建物の返還ともになかったことから、当該住宅の明け渡し及び未払い貸付料等の支払い並びに損害賠償を求める訴訟をことし3月に提起し、本県の請求がほぼ認められたところでございます。

今後は、判決の結果を受け、できるだけ速やかに建物の明け渡し、未収金及び遅延損害金の回収について取り組んでまいります。

最後に、中小企業振興資金特別会計未収金については、庁内の未収金対策連絡会議で策定された未収金対策強化に向けた取り組みに基づいた対策を進めるとともに、年度当初に所管課が中小企業振興資金特別会計における未収金対策基本方針を作成し、これにより債務者及び連帯保証人に対する督促や法的措置等を実施し、計画的かつ適正な回収に向け引き続き努めているところでございます。

今後も、面談等により督促を積極的に実施するとともに、担保物件の処分や債権差し押さえ等の法的措置にも取り組み、未収金の解消に努めてまいります。

また、その一方で、債務者及び連帯保証人の破産や無資力等により、努力を尽くしてもなお回収困難な案件につきましては、連帯保証人等の状況を精査し、関係規程とも照らし合わせた上で債権放棄による整理についても

検討してまいります。

続きまして、各部局共通事項として、委員長報告第4の2にありますとおり「用地取得や関係機関との協議に不測の日数を要した等の理由により多数の事業繰り越しが発生しており、より効率的、計画的な事業執行を行い、可能な限り事業繰り越しが生じないよう努めること。」との御指摘をいただいております。

当部の事業繰り越しにつきましては、くまもとソーラーパーク推進事業及び菊池テクノパーク整備事業がございました。

まず、くまもとソーラーパーク推進事業につきましては、住宅向け太陽光発電システム設置補助の受け付け期間延長に伴い、一部の補助事業者の太陽光発電システム設置工事が年度内に完了できず繰り越しを行ったものでございます。平成24年度の同事業につきましては、事業繰り越しは行っておりません。

次に、菊池テクノパーク整備事業につきましては、擁壁設置の工法検討に時間を要したため、やむを得ず繰り越したものでございます。

現在では、四半期ごとに発注見通しを作成し、工事発注のスケジュールを管理することで、計画的な予算の執行に取り組んでおります。また、工事区間を分割発注し、同時に施工することで工期の短縮を図るなど、短期間での効率的な事業執行にも取り組んでいるところでございます。このような取り組みにより、事業繰り越しが生じないよう努めてまいります。

最後に、商工観光労働部の指摘事項として、委員長報告第4の11にありますとおり「厳しい経済情勢が続く中、本県への企業誘致を進めるため、市町村とも連携し、進出を検討する企業から魅力が感じられるような効果的な支援策を策定すること。」との御指摘をいただいておりますので、御説明させていただきます。

国内企業においては、海外移転や統廃合が進むなど、国内投資は厳しい情勢ではありますが、本県への企業誘致を進めるため、進出検討企業にとって魅力的な支援策となるよう、研究開発型企業等への補助限度額の引き上げ、食品関連産業への補助要件の緩和、企業活動に欠かすことのできない物流施設の立地補助の新設について、補助制度の改正を行っております。

また、市町村企業誘致担当者向け研修会の開催など、市町村との情報共有化を図りながら連携を深め、誘致活動を展開しているところでございます。

続きまして、当部の平成24年度決算の概要につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明申し上げます。

1 ページの平成24年度歳入歳出決算総括表をお開き願います。

一般会計の歳入は、収入済み額が331億9,829万円余で、収入未済額は1,044万円余でございます。これは主に、先ほど御説明申し上げました中小企業従業員住宅使用料の未納に係るものでございます。

歳出の支出済み額は397億1,156万円余、翌年度繰越額が3億2,451万円余で、不用額は14億4,129万円余となっております。

翌年度繰越額につきましては、主なものとして、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策に伴う補正予算を受けて措置しました緊急雇用創出基金事業及び緊急雇用創出基金市町村補助事業につきまして、1年程度の雇用期間が必要なことから、やむを得ず繰り越したものでございます。

不用額につきましては、大きなものとして、企業立地促進資金融資事業で見込んでおりました新規貸し付けが、事業計画の変更等により申し込みが少なかったことにより発生したもの及び県や市町村が実施します緊急雇用創出基金を活用した雇用創出事業におきまして、事業費が計画を下回ったことにより

発生した執行残でございます。

次に、特別会計の歳入は、収入済み額が57億2,561万円余、収入未済額は31億2,868万円余でございます。これは、先ほど御説明申し上げました中小企業振興資金特別会計貸付金の未収金に係るものでございます。

歳出では、支出済み額が36億8,523万円余、翌年度繰越額が5億4,138万円余、不用額は4,139万円余となっております。

翌年度繰越額の主なものは、工業団地施設整備事業において擁壁の構造や強度の検討に時間を要したため、やむを得ず工事費を繰り越したものでございます。

不用額につきましては、主に菊池テクノパーク整備事業に係る用地補償費の執行残でございます。

以上、当部の平成24年度歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては各課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松田三郎委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○出田商工政策課長 商工政策課長の出田でございます。

商工政策課の決算について御説明申し上げます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、決算につきましては、お手元の資料の2ページをお開きください。

一般会計の歳入でございます。

財産収入及び諸収入がありますが、いずれも不納欠損、収入未済額はございません。

次の3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。不用額の大きなものについて御説明を申し上げます。

3ページの商業総務費でございますが、230万円余の不用額が発生しております。

これは、主に事務費の経費節減によるもの及び商工観光労働部長秘書事務委託業務の入札に伴う執行残でございます。

次の大阪事務所費で95万円余の不用額が発生しておりますが、これも主に事務費の経費節減により発生した執行残でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○伊藤商工振興金融課長 商工振興金融課の伊藤でございます。

商工振興金融課の決算状況について、主なものを説明させていただきます。よろしくお願いたします。

まず、今年度の定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料の4ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございます。

国庫支出金、繰入金及び諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額は、いずれもございません。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページから6ページまでが一般会計の歳出に関する調べでございます。

商工費のうち、不用額が大きいものは、下の段の中小企業振興費でございます。2,682万円余の不用額が生じております。

このうち、主なものは、組織化指導費補助や、次の6ページにございます商工会商工会議所・商工会連合会補助などの補助金の執行残でございます。その他は、主に事務費の経費節減に伴う執行残でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

歳入に関する調べでございますが、繰入金及び繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

なお、繰越金におきまして、予算現額と収入済み額に14億9,327万円余の差額が生じておりますが、これは会計ルール上、予算現額は歳出予算額に見合う額として繰越金の一部を計上し、収入済み額には繰越金全額を計上していることによるものでございます。

次に、諸収入でございますが、中小企業振興資金貸付金償還元金、利息及び延滞違約金を合わせまして31億2,868万円余の収入未済が生じております。

収入未済額につきましては、附属資料で説明をさせていただきます。

附属資料の4ページをお願いいたします。

まず、1の平成24年度歳入決算の状況について御説明いたします。

収入未済額の内訳でございますけれども、償還元金が29億2,461万円余、償還利子が3,332万円余、延滞違約金が1億7,075万円余で、収入未済額総額は31億2,868万円余となっております。

次に、2の収入未済額の過去3カ年の推移について御説明いたします。

平成22年度の収入未済額は、下の合計欄にありますように、過年度分22億8,619万円余と現年度分1億2,512万円余の合計24億1,132万円余でございます。

平成23年度の収入未済額は、平成22年度の収入未済額24億1,132万円余から23年度中に2億1,396万円余を回収しましたので、それを差し引いた額が過年度分となりまして、この21億9,735万円余と新たに発生しました現年度分9億9,351万円余の合計31億9,087万円余となっております。

平成24年度の収入未済額ですが、過年度分として平成23年度の収入未済額31億9,087万円余に対しまして、24年度中に6,218万円余を回収し充当しましたので、それを差し引いた31億2,868万円余となっております。なお、現年度分は発生しておりませんので、平成24年度の収入未済額は過年度分と同額の31

億2,868万円余でございます。

次に、3の平成24年度収入未済額の状況について御説明をいたします。

収入未済が生じております22貸付先のうち、分納中の貸付先は、下の段の合計欄にありますように、13貸付先、債権額20億6,300万円となっております。

次に、差し押さえなどの法的措置を行っている貸付先でございますが、2貸付先、債権額6億7,722万円余でございます。このうち、1貸付先は、主債務者と連帯保証人の預金差し押さえ及び連帯保証人1人の給与差し押さえを行っております。また、もう1つの貸付先につきましては、主債務者が施設の一部を第三者に賃貸した家賃につきまして差し押さえを行っております。生活困窮状態にあります貸付先は、7貸付先、3億8,846万円余でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

平成24年度の未収金対策について御説明をいたします。

①にありますように、年度当初におきまして、未収金対策基本方針及び貸付先別の処理方針を策定しております。

また、毎月初めに未収金回収検討会を行い、催告先や交渉方法等を確認しております。

なお、平成24年度中に134回の訪問を実施し、返済督促等を行っております。また、必要に応じて弁護士への相談も行っております。

法的措置としましては、先ほど申し上げましたとおり、2貸付先について、預金、給与及び家賃の差し押さえを行っております。また、そのうちの1貸付先につきましては、あわせて担保物件の競売手続を進めております。

なお、平成25年においても同様に未収金対策を進めており、9月末までに290万円余を回収しております。

次に、⑥にありますように、新たな未収金の発生を防ぐため、巡回助言を行い、償還猶予予定先への経営改善計画作成支援のみならず、正常先にも必要に応じて助言を行い、中小企業基盤整備機構などと連携してアドバイザー派遣を実施し、専門的な経営支援を行っております。

未収金の回収につきましては、引き続き、継続的に粘り強く回収に取り組んでまいりたいと考えております。また、努力を尽くしてもなお回収が困難と判断される案件につきましては、県の基準に沿って、債権放棄による整理も視野に入れ対応を行っていきたいと考えております。

それでは、説明資料にお戻りいただきたいと思っております。8ページをお願いいたします。

特別会計におきます歳出に関する調べでございます。

商工費の中小企業振興資金助成費で613万円余の不用額が生じておりますが、これは事務経費の節減や債権回収に係る費用が見込みを下回ったことに伴うものでございます。

次に、公債費についてでございますが、元金及び利子を合わせまして65万円余の不用額が生じております。主に利子でございますが、高度化資金の貸付先から県へ償還された額のうち一定額を中小企業基盤整備機構へ償還するものでございますが、当初の計画よりも利子償還金が見込みを下回ったため、不用額が生じたものでございます。

諸支出金につきましては、県からの持ち出し分に係る高度化資金償還金を一般会計へ繰り出すものでございまして、不用額はございません。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下村労働雇用課長 労働雇用課長の下村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、説明をさせていただきます。

本年度定期監査における公表事項はございません。

次に、平成24年度の決算の説明をさせていただきます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、1段目の中小企業従業員住宅使用料で収入未済額が920万円余でございます。この収入未済額につきましては、後ほど附属資料で詳しく説明をさせていただきます。

当該使用料の収入未済を除き、国庫支出金、財産収入、繰入金、諸収入には、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

なお、11ページ中段にあります繰入金についてでございますが、予算現額と収入済み額との比較が2億2,700万円余減となっておりますが、これは緊急雇用創出基金を活用しました県事業及び市町村事業の実績が執行見込み額を下回ったことによるものでございます。

また、12ページでございますが、12ページの諸収入については、緊急雇用創出基金事業の事業費再確定に伴う返還金が見込み額を下回ったため、予算現額と収入済み額との比較が1,200万円余減となっております。

次に、13ページをお願いいたします。

13ページから16ページまでが歳出に関する調べでございますが、労働費のうち不用額の生じた主なものについて御説明をいたします。また、労働費の繰越額3億1,600万円余につきましては、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

一番下の欄の失業対策総務費でございますが、1億4,600万円余の不用額が生じております。この大半は、15ページ中段から下段にかけての県及び市町村が実施いたします緊急雇用創出基金を活用した雇用創出事業におきまして、事業完了後の精算段階で実績が計画

を下回ったことから不用額が生じたものでございます。

不用額の大きい事業は、15ページ中段に書いております緊急雇用創出基金市町村補助事業が精算残高で7,500万円余、その3つ下の若年者緊急雇用創出事業と、その下、新卒等未就職者緊急雇用創出事業で、それぞれ2,500万円余、1,300万円余の執行残が不用額となっております。なお、これらの不用額につきましては、本年度以降において事業に活用をしているところでございます。

次に、繰越額について御説明いたします。附属資料をお願いいたします。

附属資料の1ページをごらんください。

緊急雇用創出基金市町村補助事業費と緊急雇用創出基金事業費の2事業で繰り越しを行っております。

繰り越した事業内容については、昨年度、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策に伴い、新たに創設をされました企業支援型地域雇用創造事業でございます。起業または新分野進出後10年以内の企業を支援し、成長を促すことで、地域の雇用の受け皿を確保するものでございます。

繰り越し理由につきましては、国の補正予算を受けて、昨年度の2月補正予算(追号)で予算措置をいたしました。1年程度の雇用期間が必要となることから、やむを得ず繰り越しをしたものでございます。

次に、収入未済額について説明いたします。

附属資料の6ページ、7ページをごらんください。

中小企業従業員住宅は、昭和43年度から59年度までの間に、中小企業従業員の住宅確保等を目的に、県が厚生年金還元融資を受けて従業員住宅を建設し、これを中小企業者に有料で貸し付けを行い、貸付料を完納した場合には、その住宅を事業者に譲渡するという事業でございます。

収入未済となっている1社については、分納金の増額を要請してきましたが、会社の業績不振が続いていることを理由に応じず、また、目的外使用の是正措置に従わなかったことから、平成24年2月に賃貸借契約の解除を行い、同年3月に、未収金の金額について返済の催告を行っております。

7ページをお願いいたします。

平成24年度の取り組みについて記載しております。

昨年度は、7月に、同年の8月末を建物の返還期限とします契約解除通知書を再度送付いたしました。その後も代表者世帯が居住したまま未払い貸付金等の返済も建物の返還もない状態が続いたため、当該住宅の明け渡し及び未払い貸付料などの支払い並びに損害賠償を求めるための訴えの提起について12月議会に提出し、議決をいただきました。

そして、ことしの3月に、この中段に書いております①から④の内容を請求する訴訟を提起いたしました。その結果、3回の口頭弁論の後、9月19日に判決が言い渡され、本県の請求がほぼ認められ、原告側からの控訴がなかったことから、10月8日に判決が確定をしたところでございます。

今後については、弁護士と協議を行いながら、未収金回収などに向けて対応をしてみたいと考えております。

労働雇用課については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○古森産業人材育成課長 産業人材育成課長の古森です。よろしく申し上げます。

まず、今年度の定期監査の結果について御説明いたします。

平成24年度電動モビリティ技術教育推進事業普及啓発サポーター校補助金につきまして、補助対象経費とならない賃借料も含め、交付確定している、熊本県商工観光労働部補助金等交付要項等に基づき、適正な手続を行

うこととの御指摘がありました。

当補助金は、次世代自動車として普及拡大が期待されている電気自動車などの電動モビリティの普及と人材育成、これを目的としております。

具体的には、県内の工業系高校、大学などの中から電動モビリティ普及啓発サポーター校を認定しまして、これらのサポーター校が県内の小中学生を対象とした体験教室、イベント、このような普及啓発事業を実施する際に、それに要する経費を助成するものです。

今回事務処理上の課題として御指摘がありました賃借料は、イベント会場で机、椅子などの借りに係る経費です。県及び補助事業者の双方におきまして、補助目的にかなう支出として交付決定を行ったところではありますが、平成23年度に当補助金を創設した際、使用料及び賃借料を補助対象経費に含めていなかったことから補助対象外経費の扱いとなったものです。

熊本県の補助金等交付規則では、事業目的外への流用や交付決定内容に違反した場合に返還すると規定していますが、今回の案件につきましては、この事由に該当いたしません。よって、補助事業者に対しては返還請求は行わないこととしたところでございます。

なお、今回の御指摘を受けまして、私ども大変反省いたしまして、本年度から補助金の交付決定に際しましてはチェックリストを作成し、確実にチェックを行っております。また、使用料、賃借料につきましては、補助対象経費に追加する方向での要項見直しを行うこととしております。

続きまして、平成24年度の決算の説明をいたします。

説明資料の17ページをお願いいたします。

歳入に関する調べです。

まず、使用料及び手数料ですが、不納欠損及び収入未済額はありません。

なお、表の中ほどに記載しております技術

短大授業料につきまして、予算現額と収入済み額との比較が130万円余増となっておりますが、これは、主に経済的理由などによる授業料の減免対象が見込みより少なかったことに伴うものです。

次に、19ページをお願いいたします。

表の中ほどに記載しております国庫支出金ですが、不納欠損、収入未済はありません。

予算現額と収入済み額との比較で1億1,400万円余の減となっておりますが、主な内訳は21ページの1段目に記載しておりますが、生涯職業能力開発事業等委託金におきまして9,900万円余が予算現額に対して少なくなっております。これは、主に離職者訓練事業の訓練生の就職率に応じて委託先に交付する就職支援経費が見込みより少なかったことによる国庫委託金の減です。

続きまして、21ページの中ほどに記載しております財産収入ですが、不納欠損、収入未済はありません。

その下の諸収入ですが、雑入におきまして6万円余の収入未済額があります。申しわけありませんが、別冊附属資料の8ページをお願いします。

委託訓練受講経費の返還金ですが、これは、平成21年度の高等技術訓練校で行った委託訓練において、雇用保険に入っていない受講者が4月にさかのぼり雇用保険被保険者となりまして、受講対象者の要件を満たさないこととなったため、免許取得経費や訓練手当など10万円余を返還させる必要が生じたものです。分納誓約書を徴し、22年度末までに4万円余を返還させたところですが、就職しても短期間で離職を繰り返し無職の状態が続いていることから、23年度以降の返還が滞り、現在6万円余の収入未済が残っております。

このため、催告だけでなく、ハローワークと連携し、就職等についてアドバイスをするなど、まずは就職させることで納付が可能となるように努力してまいりたいと考えており

ます。

それでは、説明資料のほうにお戻りいただきまして、22ページをお願いします。

ここから25ページまでが歳出に関する調べですが、不用額の生じた主なものについて御説明いたします。また、労働費の繰越額800万円余につきましては、後ほど附属資料で説明いたします。

23ページをお願いします。

職業能力開発校費ですが、1億2,300万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、24ページ備考欄の一番上にあります離職者訓練・デュアル型訓練事業の訓練生の就職率に応じて委託先に交付する就職支援経費が見込みより少なかったこと及び就職を理由とする訓練生の中途退校などによる訓練実施経費支給額の減による執行残によるものです。

次に、24ページ中ほどに記載しております技術短期大学校費ですが、2,100万円余の不用額があります。

その主なものは、(2)の短大運営費のうち、上から1番目の技術短期大学校管理運営費におきます教育実習教材等経費や施設管理業務委託などの経費節減、または入札に伴う執行残です。

次に、繰越額について御説明いたします。

附属資料の2ページをお願いいたします。

まず、上段の職業訓練校管理運営費ですが、高等技術専門校の寄宿舎耐震工事におきまして、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策に伴う補正予算を受けて、平成24年度2月補正予算で措置したものを全額繰り越したものです。

次に、下段の技術短期大学校管理運営費ですが、技術短期大学校のグラウンドの防球ネット設置工事におきまして、周辺景観への配慮対策の検討、あるいは隣地地権者への説明などに時間を要したため、やむを得ず繰り越しを行いました。既に本年5月末で竣工し

ております。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いします。

○奥菌産業支援課長 産業支援課奥菌でござ
います。よろしく願いいたします。

定期監査におきまして、公表事項はござい
ません。

委員会資料のほう26ページ以下になりま
す。よろしく願いいたします。

予算現額と収入済み額との差の大きいもの
といたしましては、27ページの中段でござ
いますけれども、国庫補助といたしまして民間
企業の研究開発力強化及び実用化支援事業費
補助がございまして、1,195万円余が予算額
に対して少なくなつております。これにつき
ましては、国の採択額が当初の見込みよりも
下回つたものによるものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたしま
す。

諸収入の一番下段でございまして、
年度後返納分におきまして116万円余の収入
未済額が生じております。これにつきましては、
別添資料のほうで説明いたしたいと思ひ
ます。

9ページをお願いできますでしょうか。

上段でございまして、1の備考欄に
書いてございまして、平成23年度に在
宅勤務型ビジネスモデル事業業務委託を行
いまして、概算払いにより委託料を支払
つておりましたけれども、委託先企業が
活動休止状態になりました。

このため、年度途中で事業委託を打ち
切りまして、委託料の確定を行ひまして、
その結果といたしまして、差額の232万
円余につきまして返還を求めたものでござ
います。

そのうち、半分の116万円は未納とな
つております。元社長と交渉を続け
まして、相手先の経済状況等も勘案いた
しまして、現在毎月2万円ずつの納付があ
つてい

る状況でございます。ちょっと時間はか
かりますが、回収は見込んでおるところ
でございます。

それでは、説明資料にお戻りいただき
まして、30ページをお願いいたします。

ここから34ページまでが歳出に関する
調べになります。不用額が大きいもの
について御説明をいたします。

まず、31ページでございまして、工
鉱業振興費におきまして、2,969万円
余の不用額が生じております。

主なものにつきましては、備考欄に
事業が並んでおりますけれども、下から
5つ目、次世代モビリティ普及促進事
業というのがございまして、これは、
充電インフラの整備を行つてござい
ますが、主に電気自動車の充電器の
設置に係る工事関連の執行残でござ
います。5,000万ほどの中で、1,000
万ほど執行残が生じております。

次に、2つ飛びまして、地場企業立
地促進費補助事業でございまして、

これは、県内の大型の工場等が
新増築する際に地場企業に対して
補助する制度でございまして、
企業の補助対象の雇用人数が
当初の見込みを下回つたことにより
まして、執行残が生じたものでござ
います。

続きまして、33ページをお願いいた
します。

産業技術センター費でございまして、
4,085万円余の不用額が生じて
おります。

主なものといたしましては、備考
欄3番目のところでございまして、
新規外部資金活用事業というのが
ございまして、これは、国と
いろいろなところが委託とか補助
事業の採択をいたしますけれども、
その採択見込みが当初より少
なかつたことによる執行残で
ございまして、

次に、それから2つ下でござい
まして、有機薄膜技術拠点形成
事業というのがございまして、
これにつきましては、国補助の事

業の採択内容の変更に伴いまして金額が減少したことによる執行残でございます。

最後に、35ページでございますが、一般会計以外に特別会計で執行したものがございません。若干の不用額が生じておりますけれども、翌年度の繰り越し等はございません。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課長の山下でございます。よろしくお願いたします。

定期監査におきましては、当課は公表事項はございません。

それでは、説明資料36ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございます。

国庫支出金、財産収入、繰越金でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、37ページの歳出に関する調べでございます。

不用額の大きいものについて御説明申し上げます。

企画費の計画調査費ですが、110万6,000円の不用額が生じております。

その主なものにつきましては、備考欄の事業の概要の3番目の交付金事務交付金事業の執行残、経費の節減による不用額でございます。

次に、工鉦業費の工鉦業振興費ですが、2,765万4,000円の不用額が生じております。

その主なものにつきましては、備考欄の事業の概要の5番目の省エネルギー推進事業及び6番目の新エネルギー等導入推進事業に係る不用額でございます。省エネルギー推進事業につきましては、補助事業における執行残でございます。新エネルギー等導入推進事業につきましては、委託事業の実績減に伴う執

行残でございます。

最後に、新事業創出促進費ですが、332万1,000円の不用額が生じております。

その主なものは、備考欄の事業の概要の1番目のくまもとソーラーパーク推進事業の補助事業の実績減による不用額でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○寺野企業立地課長 企業立地課の寺野です。よろしくお願いたします。

定期監査におきましては、当課は公表事項はございません。

それでは、説明資料の38ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入でございますが、予算現額と収入済み額に3億7,300万円余の差額が生じております。これは、39ページの企業立地促進資金貸付金回収金で新規貸し付けに伴います回収金を見込んでいたところ、見込みより申し込みが少なかったことによるものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございますが、中小企業振興費に1億2,700万円余、工鉦業総務費に7億7,700万円余の不用額が生じております。

主なものは、企業立地を促進させるための2つの補助金と企業立地促進資金融資事業に不用額が発生したことによるものでございます。

補助金につきましては、中小企業振興費において、コールセンター等の立地を促進させるための産業支援サービス業等立地促進補助金と、工鉦業総務費におきまして、製造業の立地を促進させるための企業立地促進補助金において補助金交付申請額が予算見込み額より少なかったことによるものでございます。

補助金は、進出企業の補助金申請の可能性が高い年度に予算計上しており、企業の事業進捗におくれが生じ、翌年度以降の申請になったことなどから不用額が発生したものでございます。

また、企業立地促進資金融資におきましては、新規貸し付けを見込んでいたところ、見込みより申し込みが少なかったことによるものでございます。

次に、42ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、44ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

財産収入の予算現額と収入済み額に1,600万円余の差額が生じておりますが、これは熊本港臨海用地における土地貸付収入でございます。予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、繰越金でございますが、予算現額と収入済み額に2億4,600万円余の差額が生じております。こちらも予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、46ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

県債の予算現額と収入済み額に5億5,300万円の差額が生じております。これは、菊池テクノパーク整備事業とくまもと臨空テクノパーク関連交差点改良事業におきまして、工事費の一部を繰り越したため、県債収入が減額となったものでございます。

次に、繰越金でございますが、予算現額と収入済み額に6,300万円余の差額が生じております。これは、予算現額には歳出予算に見

合う額を計上したことによるものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出でございますが、2,600万円余の不用額及び5億4,100万円余の次年度への繰り越しが生じております。その主なものは、工業団地整備事業費によるもので、不用額につきましては、菊池テクノパーク整備事業に係る用地補償費の執行残でございます。

繰り越しにつきましては、別添の附属資料の3ページをお願いいたします。

繰り越しの理由としまして、2点の理由がございます。

まず、1点目は、菊池テクノパーク整備事業におきまして、擁壁の構造や強度の検討に時間を要したため、工事費を繰り越したものでございます。

2点目は、くまもと臨空テクノパーク交差点改良事業におきまして、信号設置の平面交差点設計につきまして、警察など関係機関との協議に時間を要したため、工事費を繰り越したものでございます。

なお、菊池テクノパーク整備事業の進捗状況は90%となっておりまして、今年度中に工事は完成する見込みとなっております。

次に、附属資料の10ページをお願いいたします。一番最後のところでございます。

県有財産の処分でございますが、熊本市南区にあります城南工業団地のC区画の一部を民間企業に売却したものでございます。

企業立地課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○渡辺観光課長 観光課長渡辺でございます。よろしく申し上げます。

説明させていただきます。

今年度の定期監査におきまして指摘事項がございますので、御説明いたします。

指摘内容は、職員住宅借り上げ契約に係る

債務負担行為の未設定でございます。

観光課は、平成17年度から、福岡市にあります九州観光推進機構に派遣しております職員の住宅を借り上げております。今年度まで、毎年4月1日付で契約をしてきたところです。契約期間が4月1日からの不動産賃貸借契約については、債務負担行為の設定をすべきとの指摘を受けたことによりまして、今年度2月補正におきまして債務負担行為の設定を行うこととしております。今後、このような事務手続に遺漏のないよう徹底してまいります。

次に、収入関係でございます。

説明資料の49ページをお願いいたします。

不納欠損、収入未済はございません。

続きまして、支出関係でございます。説明資料は51ページからでございます。

2,771万円余の不用額が生じております。不用額が最も大きかった事業は、MICE等誘致促進事業で、金額は2,067万円余でございます。

この事業は、県内のイベント等の誘致を促進するため、一定の条件を満たすスポーツ大会、大型コンサート、映画等のロケに対して助成を行うものでございます。

当該事業につきましては、昨年6月補正後、速やかに助成要項等を整備し、事業の募集を行いました。周知の時間が十分とれなかったこと、また、採択を行った事業が、主催者側の都合により中止及び次年度以降に延期になったことによりまして、不用額が発生したものでございます。

なお、今年度につきましては、スポーツ大会6件、大型コンサート2件及び映画等のロケ1件を誘致いたしております。

観光課については以上でございます。

○磯田国際課長 国際課長の磯田淳と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、決算特別委員会の説明資料に入りま

す前に、今年度の定期監査における公表事項として指摘事項がございますので、御説明いたします。

指摘の内容は、韓国忠清南道庁舎熊本事務所内に設置していたパソコン1台が亡失し、当該亡失報告書が直ちに提出されていない、亡失原因を明らかにして再発防止策を講じるとともに、関係規定に基づき適正に管理することというものでございます。

このパソコンは平成18年に購入したもので、既に規定の耐用年数である4年を超える6年経過しており、また、故障が多く、実際は使用されず保管状態にあったものでございます。

亡失の原因でございますが、24年12月当時、韓国忠清南道庁舎の全面移転工事が行われており、その際、未使用状態にあった当該パソコンを工事作業員が誤って破棄処分したものであると思われま

す。また、亡失に気づいてからの庁舎内捜索や原因究明に思いのほか時間を要したことが、当該亡失報告がおくってしまった原因でございます。

今後は、報告事案が発生した場合の迅速な対応はもとより、使用しない物件に関しては速やかに廃棄処分の手続をとるなど、課全体で適正な物品管理の徹底を図り、また、関係規定遵守のもと、二度とこのようなことがないよう努めてまいります。

それでは、決算につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明させていただきます。

説明資料52ページが歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、説明資料53ページ及び54ページの歳出に関する調べでございますが、53ページ総務費に1,915万6,000円、次の54ページの商工費に1,123万9,000円、合わせて3,039万円余の不用額が生じております。

不用額が生じた主な事業は、日中関係の悪化等の影響を受けた6つの事業で合わせて1,264万円と旅券発給事務費の533万円がござい
ます。

まず、日中関係の悪化等の影響を受けた事業は、具体的には、53ページの総務費、事業の概要の上から4つ目にあります姉妹友好交流事業など、それから54ページの商工費でござい
ますが、この事業概要の上から5つ目に
ございます県産品チャイナチャレンジ支援事業など
でございます。

これは、昨年度尖閣諸島の国有化をめぐって激化した反日デモ等の影響を受け、姉妹友好交流事業が一部自粛されたことや、商談会の開催など事業の一部が実施できなくなったことなどにより発生したものでござい
ます。

次に、ちょっと戻っていただきまして53ページ、総務費の事業の概要の中ほどに旅券発給事務費がござい
ます。旅券発給事務費でござい
ますが、これは県内全市町村への旅券事務の権限移譲に伴い、旅券窓口となった市町村と県との間の旅券関係書類の移送料が見込みより少なかったことにより生じたものでござい
ます。

国際課については以上でござい
ます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課の成尾でござい
ます。よろしく
お願いいたします。

では、御説明いたします。

まず、定期監査におきましては、公表事項はござい
ません。

平成24年度の決算状況につきましては、お手元の資料55ページが一般会計の歳入に関する調べでござい
ますが、不納欠損額及び収入未済額はござい
ません。

次に、56ページと57ページになりますが、歳出に関する調べでござい
ます。

主なものといたしましては、57ページの商

業総務費でござい
ますが、1,238万円余の不用額が生じております。

その主なものですが、同じく57ページ商業総務費備考欄の一番下の段でござい
ますが、伝統工芸館耐震改修工事費の入札に伴います執行残、それから、そのすぐ上でござい
ますが、新商品等販路開拓マーケティング支援事業の補助事業の実績減に伴う執行残など
でござい
ます。

以上でござい
ます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○松田三郎委員長 以上で商工観光労働部の説明が終わりました。

これより質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

○小杉直委員 企業立地課長でもいいし、真崎部長でもよかですが、あそこの増永委員、杉浦委員がおいでとつとに私がお尋ねするとも何ですが、ちょっといろいろかかわったり関心がありますのでお尋ねしますが、大日本スクリーン関係の用地管理費とか借入金の金利とかは何ページに載つとるのですかな。

○寺野企業立地課長 済みません。この資料には掲載しておりません。申しわけござい
せんけれども。

○小杉直委員 なら、24年度の決算関係には載せぬでよかつかな。

○寺野企業立地課長 済みません。後ほど御報告します。

○小杉直委員 なら、それに関連して。どがんですか、進出状況は。

○寺野企業立地課長 今、四半期ごとの決算に合わせて、大日本スクリーンといろいろ協

議をやっておりますが、昨年の決算は売り上げも悪く、そして赤字が出ております。第1クォーター、4月、6月につきましては、少し黒字化が決算されましたけれども、通年見越して、まだそんなに業況感がよくないということで、しばらく着工についてはもうちょっとお待ちくださいと。ただし、どういう建物とか内容をつくるかは検討は進められておりまして、今しばらく様子を見る必要があるかなと思っております。我々としては、早くやってくださいというお願いと協議はやっているところでございます。

○小杉直委員 おさらいですが、相当の用地買収と造成しとるわけですが、以前の話では半分ぐらいは購入していただいとるということで、一応まだそれまでですか。

○寺野企業立地課長 委員おっしゃいましたように、半分を売っております、残り半分についても、事業計画を見ながら、早く購入してくれというお願いはしております。

○小杉直委員 なら、24年度決算に、用地の管理費とか、あるいは借入金の利息とか、そういうとが必要であるということであれば、後日説明をしてください。

以上です。

○寺野企業立地課長 はい、わかりました。後ほど御報告させていただきます。

○氷室雄一郎委員 この附属資料ですけれども、商工振興金融課の収入未済額の件ですけれども、かなり——例えば、平成22年度と平成23年度、平成24年度、ふえつつあるんですけども、この平成24年度は、現年度分というのは、これは入ってないんですが、計が出ておりますけれども、これは年度分は入るべきところなんですかね、どうなんですか。

○松田三郎委員長 氷室先生、4ページのことですね。

○氷室雄一郎委員 4ページですね。

○松田三郎委員長 中小企業振興資金。

○伊藤商工振興金融課長 24年度の現年度分でございますけれども、これにつきましては未収金が発生してないということで空欄にさせていただきますいております。（「空欄というかゼロ」と呼ぶ者あり）ゼロでございます。申しわけございません。

○氷室雄一郎委員 はい、わかりました。

もう1つは、部長の説明の中にありますけれども、中小企業従業員住宅使用料未収金についてでございますけれども、これは目的外使用が行われておったという御説明がございましたけれども、これは、かなり長い間、この目的外使用は行われていたのか、どうなんですか。

○下村労働雇用課長 労働雇用課でございます。

この中小企業従業員住宅につきましては、昭和51年に建設をされておりました、それ以降、従業員及びこの経営者が入居をしておりましたが、平成22年5月まで確認した段階では、従業員でない一般人が4戸入居した状況が確認できております。

そこで、目的外使用について再三経営者に指示をいたしまして、入居者の退去について要請をしてきております。その後、平成24年5月には、一般人の入居者、先ほど申しました4戸の入居につきましては、退去を確認しております。

現在は、代表者世帯1世帯だけが入居を継続しているという状況でございます。

○氷室雄一郎委員 51年から平成22年度の間に、そういう長期にわたる目的外使用があっ
ておったんじゃないですか、どうなんです
か。

○下村労働雇用課長 ちょっと手元に資料が
ございませんので、説明が不十分でございま
したが、それまでの期間に従業員ではない一
般人が入った期間があったことが確認できま
す。少なくとも平成22年の5月の段階では4
戸が入居をしていたということで、恐らく建
設当初は従業員が入居をしていたものと思わ
れますが、一定の期間から経営者の判断で従
業員ではない一般の方が入居をしていたこと
が確認できます。

○森永商工労働局長 商工労働局の局長の森
永でございます。

若干ちょっと補足させていただきますが、
当初は従業員さんがちゃんと入居をしとった
ということですが、記録によれば、平成4年
ぐらいに、一部目的外使用といたしますか、従
業員以外の方が入っていた、数は少ないと聞
いておりますけれども、そういう例がありま
す。

それから、平成9年ごろ、従業員さんじゃ
なくて、その代表者の家族で御利用されてい
る例がありまして、こういう目的外使用につ
いては、その都度調査の中で対処するよう
ということで指導を続けているところでござ
いますが、それがなかなか解消できてなかつ
たということで、改めて今課長から申し上げ
ましたとおり、目的外使用については、催告
をして、契約解除という形で今回訴訟に及ん
だものでございます。

○氷室雄一郎委員 一部が平成4年からとい
うなら、もう何十年と住んどる、そういう目
的外使用があつとったと理解されるわけで、

その間何もしてなかったのかということが問
われやせぬですか、どうなんですか。

平成4年には、もう一部の目的外使用で使
われておったと。それからかなり年数がたっ
ておって、この段階に来て、もうそういう形
になっているのはわかるんですけども、そ
の間何を調査したり、どういう形でされとっ
たのかというのは、非常に問題じゃないかと
思うので、いかがですか。

○下村労働雇用課長 この件につきまして
は、平成2年ごろより、この経営者の会社か
らの賃借料の滞納が始まっております。これ
は業績の悪化が原因であると思われませんが、
それに対する賃借料の納入についての対応を
行ってきておりました。

その中で、そういった事実もございました
ので、滞納金の納付と、それからそういった
状況に対して、経営者に対して、一般の方が
入ってらっしゃることについて指摘をして、
退去を促してきた経緯はございます。そうい
ったものも含めて、これまで再三対応をして
きまして、その結果訴訟を起こしたというこ
とになっております。

○氷室雄一郎委員 いや、それはもうわかる
んです。再三の取り組みをしてきたという。
しかし、何十年で年数はたっているわけでご
ざいますから、今になってこういう形をとら
れたということはわかるんですけども、そ
の間何もしてなかったんじゃないかという御
指摘を受けても仕方がないんじゃないかと。

いろいろされたと思うんですけども、滞
納の部分と目的外使用——滞納は、経済的な
理由でいろんな方がおられますけれども、し
かし、目的外使用は、これは別の問題でござ
いますので、もっと早目にやっぱり対応をせ
ないかぬだったんじゃないかと思っております。

もうこれ以上のことは私は申しませんけれ

ども、これはもう明らかにひとつしっかり考えないかぬことじゃないかと思っております。

○増永慎一郎委員 その前の中小企業振興資金の件なんですけれども、未収金が0円になっていますよね、24年度。今まで未収金がかかり発生してたのに、何で24年度が未収金が発生してないのかの説明をちょっとしてくれませんか。

○伊藤商工振興金融課長 振興資金、具体的には高度化資金等でございますけれども、これにつきましては、償還を年度年度でやっていただくという契約をしております、その償還がきちっとできる、もしくは資金繰り支援という形での条件変更をやることによって償還を猶予できる、これは一定の条件がございますけれども、そういう貸付先については猶予をいたしまして、償還を猶予することによって、何と申しますか、未収金の実態的に発生していない状況になっているということでございます。

○増永慎一郎委員 要は、こういう書き方をすれば、世の中の経済状態がよくなって、今まで返せなかったのが返せるように見えるわけなんですよね。要は、条件変更というのは、恐らく払えなくなったからゼロにして来年に繰り越しとか、例えば、何というか、清算のほうに移すとか、そういうふうな形で多分出てるんじゃないかというふうに思います。

できれば、その辺は、やっぱり議会のほうには、きちんとどういう状況になっている、条件変更がどれくらいあって、要はお金が払えてない部分がどれくらいあるのかという推移ぐらいは、やっぱり資料として、私は当然こういうふうな決算委員会の中では提出すべきだというふうに思いますが、それについ

ていいですかね。

○伊藤商工振興金融課長 今申し上げましたけれども、債権区分を先生はおっしゃっているかと思えますけれども、債権区分については、中小企業庁が示している基準等がございます、その中で県としても区分はしてございます。必要であれば、今ここで数字は一応述べても構いませんが、ちょっと数字がいろいろあるんですが、今現在の中小企業資金の特別会計の貸付総額でございますけれども、これにつきましては127億円余でございます。

そのうちで、24年度末ということで、今数字を申し上げますけれども、正常先が47億円余でございます。それから、区分上でいいます要管理先でございますけれども、これが48億円余でございます。そして、延滞先、それから回収困難先、不納先と言われますものが31億2,800万円余ということでございます。それで、実態的に要管理先といいますのが条件変更を行っている部分でございます。

○増永慎一郎委員 それでは、例えば要管理先の部分なんですけれども、これは25年度以降、またこのほうの未収金に出てくる可能性は物すごい高いわけですよ。

○伊藤商工振興金融課長 私どもとしては、できるだけ条件変更をした中で返済をしてもらうような形にしたいと思っております、経営支援等をあわせて行うことによって経営改善をしていただいて、一定額の返済をお願いしたいというふうに思っております。

ですから、要管理先として今申し上げました48億が全て未収のほうに回っていくということではございませんで、景気が、今リーマンショック以降相当売り上げ等も落ちてきている中で、経営が悪くなっているところ、これにつきましては返済を猶予していく、そして経営が改善した段階で、また返済を開始し

ていただくというような措置をとっていただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○増永慎一郎委員 この制度は、昔からちょっと私知ってたんですけども、非常に何というか、条件変更した後も恐らく年に1回返すというふうな形に多分なっているんだというふうに思っております。だから、回収が後手後手になる場合が非常に多いのではないかとこのように思っております。

例えば、もうこれは払うのは無理だというふうな形で債権者が生前贈与等をして、連帯保証人から生前贈与で後継者あたりにあらかじめ財産を移して、そしてもともと連帯保証人が破産を打つとかというふうな形がちょっと見られるような感じであります。

そうなった場合には、やっぱり後手後手に行っているんで、これはやっぱり大切な税金ですので、その辺はきちんと課として先回り先回りに進むような形でぜひお願いしたいというふうに思いますし、これはもともと商工会等が非常に商業施設なんかにはあっせんした部分がありますので、その辺もやっぱり地元ときちんと話しながら、そういうことをちょっとやっていってほしいというふうに回収に関しては要望をしておきますので。

○前川収委員 今のこともちょっと関連してきますけれども、高度化資金については、それぞれ中小企業がしっかり使い勝手がいい借入金、借りれる金という形があるんでしょうが、私は、今の時代考えると、やっぱり市中銀行もあって一般の金融機関もあるわけですよ、一般的には。そこでなかなか厳しい人がやっぱりこっちに回ってくるということもありますから、行政のお金の使い方の中で、例えば一般的に貸すのは銀行なり一般の金融機関が貸すと。

その中で、行政としては、利子補給とかそういう部分ではお手伝いをするとか、そういうやり方を考えていかないと、なかなか、専門家じゃない県庁がお金を貸して債権取り立てをするというのは非常に難しい部分があって、今増永委員の御指摘もあつたとおりで、割と計画的にやられてしまっているということも——まあ全部じゃないですよ。真面目にやってらっしゃる方がほとんどだけれども、それでもやっぱり127億円の貸付残高があつて、その中で半分以下が普通に見れば正常であつて、残りの79億ぐらいですか、が要注意、それから要管理という話であるということであれば、普通の銀行が貸してるものとの比較は私はわからないんですけども、銀行がどういう内容で見てらっしゃるかはわからないんですけども、やっぱり要注意、危ない部分が結構普通の銀行よりは多いんじゃないかなと。私は、わかりませんよ。銀行のほうを見たことがないので、わかりませんけれども、そういうところをちょっと考えて、制度設計というんですかね、民間にちゃんとお金が回るように資金を融通していくというのは、これは絶対必要なことです。

ただ、それが行政でやる部分と一般の金融機関もやっているわけですから、そのすみ分けを考えていって、一般の金融機関にやっぱりやらせながら、そのお手伝いを行政がやるという形のほうがいいんじゃないかなと。すぐにこの制度を変えることはできないけれども、中長期で少し検討してみる価値はあるんじゃないですかね。

これだけ低金利の時代が長く続いている中でありますから、そういった部分は、金利ゼロじゃないんですけども、ちょっと県がお手伝いすれば金利がほぼゼロになるということも可能でしょう、今の時代であれば。金利が上がればまた別ですけども、そういうことも検討されているのかどうか1つです。

それと、もう1つ、商工会。

資料の6ページで、商工会商工会議所・連合会補助金というのが不用が出たということで、総額は207万8,000円ということですが、これは多分事業費補助じゃなくて運営補助のほうかなと思いついておりましたけれども、この内容について、事業であれば、予定されていた事業ができなかったからこういう不用が出ましたということがあるかもしれませんが、運営補助であれば、そもそもそんなに余り変わらないんだろと思っていますが、この内容についてちょっと教えてください。

それと、もう1点、3点目。ごめんなさい。いいですか、全部一遍に。

3点目なんですけれども、附属資料の1ページ、それから2ページですね。

繰り越しがあっておまして、私は、別に商工観光労働部だけじゃなくて、各部で言ってるんですけれども、今予算が普通は当初予算でがつつと組まれて、それを1年間かけて消化していくというのが一般的な行政の単年度主義の予算運営のあり方だと思ってまして、過去においては、繰越明許けしからぬと、繰り越しはけしからぬという話があったことは事実です。私もそう思ってたこともありまして。

ただ、今の時代になると、予算運営上、国が本当に必要な経費はきちっと当初予算で組むべきなんだけれどもなかなかそうできず、プライマリーバランスの問題があって、むしろ補正を使って必要経費まで補正に回しているという。私の見方ではそういう見方をしておまして、これはいかに補正を有効に使うかということは大変で、しかし、補正を有効に使おうと思えば思うだけ繰越明許が出てしまうということでありまして——決してこれまでの決算委員会の指摘事項が間違ってるとは思ってません。悪い繰り越しもあるけれども、いい繰り越しもあると。

というのは、県民の生活というものをしっ

かり見きわめた上で、間に合わないから予算をとらない、補正に向かわないということはやっぱり不幸な話でありますから、繰り越しも計画的繰り越しと——計画的繰り越しというのはどうなのか、用語としていいのか、戦略的繰り越しというんですかね、そういうことも考えた予算執行をぜひやってもらいたい。

だから、全て繰り越しが悪いということではなくて内容次第、特に補正予算等々を利用する観点から言えば、当初じゃないわけだから、その予算は途中で出るんです。多分ことしも、この来年明けた通常国会で補正が出ると思います。年度内消化なんてできるはずはないわけですね。できないから手を挙げませんなんていう愚かな話をしてはやっぱりいけないということでありますので、そういったことをしっかり考えて運用いただければと思っております。

以上3点、お願いします。

○真崎商工観光労働部長 今の3点のうち、1点目と3点目については、私のほうからお答えを言います。

まず、1点目の中小企業振興資金特別会計。

市中銀行あたりは、今かなり金利が下がっております、また、これじゃなくて、我々の制度融資あたりも、公的な制度融資の額というのはだんだんだんだん下がってきております。

ちなみに、この特別会計におきまして、全体額、21年度からありますけれども、総額でいいまして176億、翌年が149億、それから143億、127億と、全体の額としてはどんどんどんどん下がって小さくなってきております。

また、先ほど増永委員のほうからございましたけれども、いわゆる償還の猶予ですね。この額も、実は21年度から22年度、これはい

ろんなリーマンショック等の影響だと思えますけれども、ぼんと上がっておりますが、額でいいますと、22年度は54億8,000万、23年度は53億1,000万、24年度は48億5,000万。また、これは見込みですけれども、今年度末は45億程度に——こちらのほうも、いわゆる猶予額総額そのものが、決してためて来年度ぼんとふえるというんじゃないくて、額としてはだんだん下がってきております。そのことを御説明申し上げたいと思います。

それから、3番目のいわゆる繰り越しについては、前川委員がおっしゃった、まさしくそのとおりでございます。特にここ何年か、国の経済対策によって、我々としても2月補正あるいは12月補正等で対応せないかぬこともありまして、積極的に対応した上で、特に今回上げております、例えば緊急雇用というのは、雇用期間がはなから1年ぐらい必要なもので、繰り越し覚悟で我々としても手を挙げてとりにいつているものですから、執行部としましては、議会あるいは県民の皆様方に、その辺を丁寧に、必要な繰り越しだということも我々としては主張したいと、説明申し上げたいと思っております。

私からは以上です。

○伊藤商工振興金融課長 それでは、2点目に御指摘をいただきました商工会、商工会議所、商工会連合会の不用額の件でございますけれども、不用額としましては687万円余でございます。このうちの人件費の補助で43万円ほど不用額が出てございます。

これは、補助対象職員としましては394人おるわけでございますけれども、その中で、病気等で長期間休まれる方につきましては、代替職員を基本的には手当てするんですが、すぐ代替職員が手当てできないような場合もございまして、そういう場合については、人件費が不用額として上がってくるということでございます。それと、あとは事務費等で縮

減、節減された等もございまして250万円余残っていると、不用額として上がってきているという状況でございます。

以上でございます。

○前川収委員 順番がばらばらになりましたけれども、部長のほうから御答弁いただいた部分で、確かに貸付額がだんだん減ってきているというのは、正しいというか、現状としてはそうだということの説明ですけれども、ここはやっぱり政策的な意思を持って、要するに需要が少ないから減ってきたということじゃなくて、こういう制度融資に対する行政の考え方というのを一旦まとめて、すぐぽんと切るわけにはもちろんいきませんよ。残っている分は償還いただかなきゃならない。

しかし、果たして今、多分銀行にはお金があふれてますよ、正直言って、今の状態でいけば。金利も低いという状況の中で、もちろん時代背景が変わってくればまた変わるのかもしれない。しかし、行政が直接お金を貸していくという政策そのものは、国でもやっている話でしょうけれども、時代の流れの中で少し考えてもいいんじゃないかなという時代に私は来ているんじゃないかと思っております、それよりも、それで使う経費、リスクもかなり高いリスクを、行政で貸した後にリスクは追うわけでしょう。

そういうことを考えれば、金を借りやすいように市中銀行に対する利子補給等々の事業をやっていけば、制度融資よりももっと何といたんですかね、借りの側のリスクがなくて借りやすい。全体の経費を貸す側で考えなくて、借りる人たちがどう借りやすくするか、市中銀行からというか、ほかのその他の金融機関から。

そういうことを考えていくと、かなり経費の面でも、私は、効果もあって経費も下がると。借りやすいし、我々借りの側、中小企業者に対してもいい結果が出るし、なおかつ行

政のリスクも少ないという、そういうことができるんじゃないかなと思って——まだいっぱいやっているじゃないですか、制度融資以外に。利子補給の制度その他もやっているじゃないですか。

そういうことをちょっと県としてやっぱり考え方をまとめていかないと、多分今の減ってきてますという御答弁だけでいけば、またふえてきましたということがあり得る話でありますから、その辺をもうちょっと計画的に制度としてどうあるべきかということをお検討なさったらいかがかなというふうに思っておりますので、御検討いただければというふうに思います。

それから、もうあつちはいいです、繰り越しのほうはですね。

商工会のほうは、これは要するに経費削減だけなんです。というか、ちょっと私なぜこれを聞いたかという、最近商工会議所の元気がないというのを少し感じてまして、人件費を減らしたり、通常の経費を削減していくことは、どんな組織でも大事なことなんですけれども、少なくとも私の生活観の中で言えば、商工会が元気な地域というのは、お祭りも含めて——要するに、商工業だけじゃないんですよ、商工会というのは。

もう今、地域振興の全体的な担い手、行政以外の担い手で、青年部の方とか、女性部の方とか、本当に一生懸命やっただいてますよ。ここが元気なところは割と地域として元気です、商工会も商工会議所も。元気がないところは、やっぱり地域としてなかなか元気がない。

そういうところで、予算を余りましたからどうぞと、不用ですということよりも、何かもうちょっと頑張って使えというのはおかしいけれども、必要だという部分がアピールされたほうが私はうれしいなと思ってまして、こんな部分で不用が出るのが商工会の元気とどう関連しているのかなというのがちょっ

と気になったものですから聞きました。その辺のところは何かお考えはございますか、所感は。

○伊藤商工振興金融課長 今委員が御指摘いただきました件でございますけれども、商工会もしくは商工会議所、それから連合会も含めてですが、私どもとしては、小規模事業者補助金といいますけれども、この補助金は大体組織の運営補助が主体でございます、例えば6ページの上の段の下から2番目に地域力活用ビジネス創出支援事業というのがございますけれども、こういう事業は商工会が中核になりまして、その会員の人たちの活動に商工会が主体的に支援する場合の経費というようなものも確保しております、ぜひそういうものを積極的に活用いただくように、今3団体にはお願いをしている状況でございます。

そして、実態的に中小企業、小規模事業者の方々が元気になっていただくのが私たちとしても目的でございますので、そういう事業を積極的に展開していただくように、また新しい事業等についても検討していきたいというふうに思っております。

○前川収委員 補助金のあり方も、どうすれば元気が出るのかという、こういうメニューも含めてでしょうけれども、抜本的にメニューを使うために何が足りないのかという部分まで、地域力の非常に落ち込んでいる地域においては、あるけれどもこれを使うことができないという部分もあると思いますので、そこまで考慮に入れていただきたいと思えます。

それから、ぜひ部長、さっきの制度融資の話は、しっかり庁内でもう一回考えていただければ——これ、ずっと引っ張っていくと、今は減ってきた、だんだん減ってきているということですから、またふえる時

期も必ず来ますよ。ふえる時期には、これやめまずとは言えないですよ、ふえているときは。需要が少なくなっている今が、ある程度ハンドルの切るチャンスがあるのかもしれませんが、御指摘しておきます。

○真崎商工観光労働部長 はい、承りました。

○松田三郎委員長 私から済みません。議論も集中しておりますが、冒頭の部長の御説明の中で、2ページ一番下のほうの中小企業振興資金ですね。「債権放棄による整理についても検討して参ります。」と。

私は、一昨年だったかと思いますが、一般質問の中で、きょうも説明がありましたように、この数年間いろいろ御努力をいただいていると、頑張っているなというのは評価いたしますが、どうしてもこの事の性質上、全体に対する回収の金額なり率というのは、さっきの御説明を聞く限りでもなかなかはかばかしくないと。

加えて、今それぞれの委員からあったような、県の役割でありますとか、あるいは県のどちらかというところと不得意分野といいますか、これから回収もしなきゃいけない。あるいは、労力、時間、コスト等を考えた場合の役割というのは、前川委員の御指摘どおりだと思います。

その当時、私も、簡単に言うと、ある程度もう身軽になって債権放棄とか考えたらどうですかという話をそのときして、事実、始めますとか検討を始めましたというような御答弁だったかと思いますが、少なくとも非公式な御答弁を含めまして。ということは、もうその時点から、ある程度選択肢に加えて検討なさっているんだろうと思います。

だから、この表現は、もちろん引き続きより深くなのかわかりませんが、なかなか、公的に債権放棄というのを県のほうがや

るといふ決断をなさるといふのもいろいろな批判も予想されますので、この場では言えないのかもしれませんが、もうかなりのところまで検討なさったということと理解していいんですかね。部長、お願いします。

○真崎商工観光労働部長 委員長がおっしゃった、その前回の答弁について、どの程度進んで答弁したかと正直承知しておりませんが、少なくとも今年度は、我々局長、担当課長、担当を入れて、債権放棄について着手するというふうな意思決定はいたしております。

○松田三郎委員長 今年度ですね。25年。

○真崎商工観光労働部長 今年度なりましたということですが、その意思決定はいたしました。

○山口ゆたか委員 商工会の補助金についてなんですが、一度質問等でも取り上げさせていただいたんですが、ずっと経年、削減という形で動いてきまして、また、事業等々もつくり上げていただいて、いろんな地域に対する貢献を果たしていただきたいということでしょうけれども、当地上天草だけ見ても、なかなか指導員さんの数も減ってきて、例えば新たな金融支援策が始まっておりますけれども、手が足りてるかというところ、なかなか厳しい状況ではないかなというふうに思っております。

先日もちょっと指導員さんと話す機会があったんですが、市町村のイベントの支援でありますとか、そういったことも一手に引き受けられて、大変な事務量じゃないかなという話も出てきましたので、今後とも――削減ということもわかりますが、ひとつ頑張るところにはちょっと支援していただくような形もとっていただきたいと要望しておきます。

あと1点質問させてください。

○松田三郎委員長 今のは要望でいいですか。

○山口ゆたか委員 はい。

緊急雇用基金についてなんですが、やはり上天草高校で話を聞いたときに、今高校生の就職の支援で、その緊急雇用の事業において人員を確保されておるという話が出ておりました。その事業が本年度で切れるという話が出まして、学校では大変憂慮されておりまして、今後、生徒の就職で、もう一度学校として人員を配して頑張らなければいけないと。本当に緊急雇用は有用じゃなかったかなと思っております。

ここは、我々政治家も頑張って発言もして、その必要性を訴えていかなければなりません。24年度の実績としても、市、県合わせて3,259人の雇用が確保されておる中で、経済情勢も上向きつつある中ではありますけれども、やっぱり必要ではないかということを感じておりますが、執行部のほうとしてはどのような感じで思われているのか、ちょっと評価をお聞かせいただきたいと思っております。

○下村労働雇用課長 先生おっしゃるとおり、基金事業につきましては、新卒者の雇用に対する対策等々につきまして基金を活用した事業の取り組みをやっております。

今お話がございましたのは、教育委員会の高校教育課のほうで事業として進めておられますが、高校生キャリアサポート事業、県立高校35校を対象にキャリアサポーターを配置する事業、そのほかにも、私学振興課では、私立高校11校に相談員の配置を支援した事業も取り組まれております。

その他、今回の決算の資料の中にもありますような若年者緊急雇用創出事業、それから新卒等の未就職緊急雇用創出事業にも基金を

活用して対応しているところでございます。

先生御指摘の高校へのキャリアサポーターの配置の件だと思いますが、現状でいきますと基金がどうなるかということで、この配置については現段階では何とも言えないところでございますが、我々も、雇用の有効求人倍率等々が上がり、高校生それから大学生の就職内定率が上がっている状況ではありますけれども、引き続き若年者の雇用に対しては力を入れていく必要があると思っております。

そういう意味では、この基金を活用した事業は有益だと考えておりますので、私ども、それからいろんなところを通じて、厚労省に対しては基金の継続を呼びかけしているところでございます。

○山口ゆたか委員 私も有用だと思っておりますので、また、この委員会においても何かつかないでいただければと、委員長に要望いたします。

以上です。

○松田三郎委員長 はい、わかりました。

○岩中伸司委員 関連で。

雇用の問題、直接若者の雇用で、高校、大学を出ても、なかなか仕事にきちんとちゃんとつけないというような現状の中では、非常に雇用というのは私は厳しい現実じゃないかなというふうな思いでいますけれども、ちょっとお尋ねしますが、これは産業人材育成課に先ほど説明いただいたんですが、離職者の訓練ですね。私もちょっとわからないんですが、デュアル型訓練事業というのは、具体的にどんな——勉強不足で申しわけありませんが、お尋ねします。

○古森産業人材育成課長 産業人材育成課でございます。

離職者訓練は、現在民間の教育訓練機関に

委託して実施しておりますが、その中心となるのは3カ月の短期の職業訓練になります。それが大半ですが、デュアル型になりますと、その3カ月の訓練にプラス1カ月、企業におきます実習、これを加えたものをデュアル型と呼んでおまして、こちらのほうがより就職に結びつくのではないかとということで一部取り入れております。

以上です。

○岩中伸司委員 1カ月プラスをすれば、なお企業での実習だから再就職がより条件がよくなるということでの取り組みですね。

私は、一番今気になっているのは、途中で離職をされる方は20代30代の若い人で、よその地域もそう思うんですが、特に、私が住んでいる荒尾というところは仕事についてなくて家にいるんですね。平常日の昼間にですね。ちょっと話を聞けば、もう何年もそういう状態ということなんです。ここら辺は、何とかどうにかならないか。経済全体の底上げがなきゃなかなかできない。それと、本人の意思も非常に——最近の若者はと言うと、私が年とったごたるばってんですね、そういう面もなきにしもあらずだと思えますね。

そんな中でいけば、これは主要な施策の成果の中で、94ページのそういった若者の対策で、若年者対策ワンストップセンター事業とか、ジョブカフェの取り組みとかされていますが、この中で一定の成果が出ていまして、来所者数が2万8,165人とか、それから相談件数が6,723人とかということで掲げられていますが、県全体で——私が今言ったようないわゆる失業者というか、ハローワークではやっぱりそがん長年全く就職活動をしていない人は登録されていないので、県全体でそういう層がどれくらいいるか、調査かなんかつかんでいらっしやいますか。何か非常に心配…。

○下村労働雇用課長 先生お尋ねは、県全体の……。

○岩中伸司委員 そういう人の数。

○下村労働雇用課長 失業者の数という…。

○岩中伸司委員 失業者の数は、統計資料で出ているんですが、20代、30代のそういう若者、ここで言う取り組みをする前提として、そういう資料があるのかなと思ったんですね。確かに、相談件数もかなり6,700もあっているし、実態はこれの何倍も底辺にあるんじゃないかというような気がしますので…。

○下村労働雇用課長 先生お尋ねの内容につきましては、いわゆる若年無業者、ニートと言われておりますが、これが熊本県でどのくらいの数があるかというお答えをすればよろしいかと思いますが、県内のニート数は、平成22年の国勢調査結果に基づいて算定した結果でいきますと4,391名。これは、15歳から34歳人口に占めるニートの割合としては、約1.2%という推計をしておるところでございます。

○岩中伸司委員 一番新しい資料がそれですね。今お答えいただいた4,391人ということですが、大変多いのか少ないのか非常に微妙ですけども、もっと層は広くあるんじゃないかというふうに思います。

ですから、こういういろんな若者が本当に仕事につくような意識の改革というのは、非常に行政としては難しいとは思いますが、何かそういうところをやらないと、このまま行ったら親の年金で飯食いよるごたるふうですよ。亡くなったらどうするとだろうかという家が何軒もありますから、その辺

についてももしっかり何かサポートしていただきたいなど、強く要望だけしておきます。

○松田三郎委員長 なかなか、おっしゃるように、職業教育なり教育委員会マターのこともあるんでしょうけれども、そっちに来る前にそうならないような教育を含めた対応というの、ぜひ教育庁とも御相談いただければと思います。

ほかにありませんか。

○杉浦康治委員 今のお話とも少し関連するんですけど、説明資料のほうの21ページと、補足のほうが8ページになるかと思うんですが、未済額の6万2,000円。聞き違いなんだろうと思うんですが、さかのぼって云々かんぬんというお話があったんですけども、そういうことができるのかなということ……。

○松田三郎委員長 ちょっと待ってください。どの部分ですか。どの項目。

○杉浦康治委員 収入未済額の6万2,000円ということの説明があったんですけども、その説明の中で、雇用保険をさかのぼって云々かんぬんというような御説明があったんですけども、そこを、ちょっと済みません、よく聞き取れなかったの。

○松田三郎委員長 何ページですか。

○杉浦康治委員 8ページと21ページですね。

○松田三郎委員長 附属資料の8ページ。

○杉浦康治委員 附属資料の8ページ、資料の21ページ。

○古森産業人材育成課長 杉浦委員の御質問は、雇用保険受給者につきまして、最初は、満たさない、雇用保険に入っていないということで来られた方が、その後、わかった、さかのぼって雇用保険受給者になったと、そういうことがあり得るのかというお尋ねかと思えます。

この自動車運転訓練につきましては、ハローワークに御本人が御相談に来られまして、ハローワークの窓口におきまして、この方はそういう訓練の必要があると認められた場合に高等技術専門校と連絡をとりまして、受講指示を出して訓練を受けていただいた。

最初来所されましたのは4月ごろで、6月に受講指示が出て、6月に訓練を受けられました。そして、9月に、この方が勤めてらっしゃる事業主さんが、4月1日にさかのぼって雇用保険適用事業所の設置届をハローワークに出されました。そして、ハローワークのほうでは、それを4月1日にさかのぼって認定されたということで、制度的には可能だと聞いております。それはハローワークのほうで取り扱う業務になります。そして、その後さかのぼってになりますと、その本人さんも雇用保険被保険者となりますので、いわゆるこの訓練の受講対象に該当しない。

いわゆる職業訓練といいますのは、雇用保険をもらえないような方、そういうような方を対象にしますの、その対象になるのであれば、この訓練は対象になりませんよという形になりました。そこにさかのぼりが生じます。

以上です。

○杉浦康治委員 多分とても小さなお会社で、本来は入れんといかぬだったばってんが、雇用主さんのほうが早い話未届けだったよということでこういうことになりましたという話ですかね。

○古森産業人材育成課長 済みません。ちょっと数年前のことですので、詳しいことはわからないんですけども、恐らく私どもの把握している状況では、そう人数がいる会社ではないんじゃないかと。そういう関係で、さかのぼって出されたんじゃないかと推測いたします。

以上です。

○杉浦康治委員 済みません、もう1ついいですか。

○松田三郎委員長 はい、どうぞ。

○杉浦康治委員 今の件はわかりました。

あと、35ページなんですけれども、阿蘇ソフトの村管理事業ということで1,000万円余出ておりますが、管理事業ということであると。この字面からだけいくと、ずっと続くような内容のものなのかなと。

○奥菌産業支援課長 産業支援課でございます。

実は、昨年度阿蘇で災害が起こりまして、阿蘇ソフト村にも相当な土石流が流れ込んでまいりました。その結果といたしまして、敷地内に流木等が散乱しているという状況で、この経費につきましては、その撤去費用について臨時的に出ささせていただいたという経緯でございます。

○杉浦康治委員 ということは、単発ということで、何かずっと補助を続けているという話じゃないということですね。わかりました。

最後に、言わせてくれというやつでよかでしょうか。済みません。

部長のほうからの御説明の中で、4ページ中段あたり。

いろいろと緩和しているよというよ

と、あるいは新設のものがあるよというよなことでお話があったんですけども、これはあくまで決まった後にという話になるかと思えます。

私の地元でもそうなんですけれども、なかなか、こういうものを新設するよりも認可してもらえないというような手前の話があるものですから、推進するやっぱり商工観光労働部として、農政あるいは土木のほうと、もう少し何とかならぬかというのを協議していただけるような方向性というのがないかなということをお尋ねしたいと思います。

○真崎商工観光労働部長 私の御説明に対する御質問だということで、私のほうから。

そうですね。いろいろな、例えば土地を開発する、そこに建物を建てる、いろんな土木、あるいは、場合によっては土地の規制をする農政部との連携をもっと図って、企業が進出しやすいような進出環境を整えろというようなことでの御質問だったと思います。

現在までも、実は土木部あるいは農政部との連携をとりまして、そういう進出の御相談があった場合には、企業立地課が窓口として、例えば農地法の規制というのはかなり厳しいところがあるんですけども、例えば建築確認を土木部にお願いして、いつまでにぜひ建物を建てたいので協力を依頼したいとか、そういったことはやってきております。

できるだけワンストップサービス、企業立地課に御相談いただければ、大抵のことはもうそこでできると。できるといいますか、そこで手続等についても教示できるし、手続について御相談も受けると。そういう体制でやってきているつもりですが、また杉浦委員からも話がございまして、企業立地課といえますか、商工部として頑張っていきたいと思っております。連携をとりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○杉浦康治委員 なかなか厳しい回答が農政のほうから特に返ってくるものですから、ぜひ、その点については一緒になって御協力をいただいて、なるべく進出しやすいような環境を整えていただければというふうに思います。

以上です。

○増永慎一郎委員 1つだけ、47ページ、企業立地課ですが、何遍か一般質問もしたことがあるんですけども、工業団地ですね。

城南工業団地とか白岩とか、そういったところに管理費が上がっております。今回、城南工業団地の一部が売れたということで、白岩工業団地も大分埋まってきていますが、景気もよくなりつつ、実際管理費がかかっておりますので、今どういうふうな状況かだけをちょっと教えていただきたいんです。残地についてですね。

○寺野企業立地課長 白岩産業団地が今1.2ヘクタールほど残っております。3区画。城南工業団地につきまして、5区画、16.8ヘクタールほど残っております。企業名は申し上げられませんが、折衝中の企業もございますので、おっしゃったように少し追い風が吹いているのかなということで、少しずつ分譲なりリースが進んでいくのかなと思っております。

○増永慎一郎委員 例えば、白岩だったら、御船の首長さん、町長さんとかが結構動いていただけておと思うので、こういった管理費というのは要らないお金だというふうに思いますので、その辺連携をとられて、なるべく早いうちに埋まってしまいうように努力をよろしくお願い申し上げておきます。

以上です。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松田三郎委員長 なければ、これで商工観光労働部の審査を終了いたします。

これより午後1時まで休憩いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前11時53分休憩

午後1時2分開議

○松田三郎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、これより農林水産部の審査を行います。

まず、執行部からの説明は、効率よく進めるために、最初に一度立っていただきまして、どこで説明をしていただいているかわかるようお願いしたいと思いますが、その後は説明は着座のままで簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、梅本農林水産部長、お願いいたします。

○梅本農林水産部長 大変お世話になります。

平成24年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において、施策推進上改善または検討を要するものとして御指摘をいただきました事項につきまして、農林水産部関係の事項について、その後の措置状況を御報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、各部局共通事項として2点、1つが、収入未済の解消についてでございますけれども、「未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫などをいたしまして着実な改善が図られつつありますが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。」との御指摘をいただいております。

す。また「用地取得や関係機関との協議に不測の日数を要した等の理由により多数の事業繰り越しが発生しており、より効率的、計画的な事業執行を行い、可能な限り事業繰り越しが生じないよう努めること。」また、農林水産部の事項として1点、林業・木材産業改善資金助成金につきまして、「予算額に比較して貸付実績が極めて低調であり、林業・木材産業を取り巻く環境の厳しさに十分留意し、適切な利用が図られるよう関係者への周知等の徹底に努めること。」との御指摘をいただきました。

まず、収入未済解消のための取り組みについてでございますけれども、平成22年12月に農林水産部未収金対策会議を立ち上げ、毎年度、各課における取り組みの状況及び課題の把握並びに今後の取り組み方針について検討しております。その中で、督促や担保の強化、計画的に返納していただくための分納計画の策定に部を挙げて取り組んだことで、平成24年度末の未収金総額は、23年度末の総額と比較して4,500万円減の成果が見られました。

今後も引き続き、債権管理を徹底して、収入未済の解消に取り組んでまいります。

次に、事業繰り越しについてでございますが、計画的な事業執行のために、地元説明を十分に行い、事業に対する理解を深めていただくとともに、取得の予定用地の相続人に関する情報の事前調査の徹底及び事業施工に際して調整が必要となる関係機関を洗い出し、事前協議実施の徹底を図っているところでございます。

また、事業管理スケジュールを事前に作成し、測量・調査委託の早期発注、国庫補助につきましては早期の補助金交付申請を行うなど、事業の進捗管理を徹底することにより、極力事業繰り越しが生じないよう努めているところでございます。

次に、林業・木材産業改善資金の適切な利

用や関係者への周知についてでございますが、森林組合等の関係機関や市町村に対しまして、林業者等への当該資金の周知を改めて文書で依頼するとともに、地域振興局などを集めた会議において、当該資金の趣旨、内容等を説明し、利用促進を呼びかけております。

また、ホームページ上に林業・木材産業改善資金を詳細に紹介するページを設け、広く一般に制度内容の周知を図ったところでございます。

続きまして、農林水産部における一般会計、特別会計の平成24年度決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

横長の表でございますが、まず歳入についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして収入済み額が362億6,000万円余、収入未済額が2億3,000万円余となっております。

また、歳出につきましては、支出済み額が594億円余、翌年度繰越額が476億9,000万円余、不用額が49億4,000万円余となっております。

翌年度繰越額の主な理由といたしましては、国の経済対策に係る農林水産業関係予算を追加計上したことや、設計及び施工計画に関する地元調整や工法の検討などに不測の日数を要し、やむを得ず平成25年度に繰り越したものでございます。

また、不用額につきましては、補助事業などにおける要望額の減などによる事業量の減少や災害復旧費における事業費の確定などによる執行残でございます。

以上が農林水産部の決算の概要でございます。詳細につきましては、これから各課長から御説明いたしますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○松田三郎委員長 引き続き、各課長から説明をお願いしたいと思いますが、19課ほどありまして、附属資料を含めると200ページ弱でございますので、特に簡潔に御説明をいただきたいと思っております。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課長 田中でございます。では、説明させていただきます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

お手元の決算特別委員会説明資料に沿って説明させていただきます。説明資料の2ページをお願いいたします。

農林水産政策課の歳入につきましては、不納欠損はございません。予算現額と収入済み額につきまして、差額が大きいものを説明させていただきます。

2ページの使用料のうち、上から4段目、農業公園使用料について、21万円余の収入未済額がございます。未収金につきましては、後ほど附属資料にて説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

上から5段目の農畜産物売り払い収入につきまして、予算現額と収入済み額との比較で2,531万円余の増額となっておりますが、これは農業研究センターにおける農産物の収量の増などでございます。

次に、歳出につきまして、主なものを説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

上段の農業研究センター費の不用額2,502万円余につきましては、経費節減等による執行残や人件費の執行残でございます。

9ページをお願いいたします。

中段の水産研究センター費の不用額1,242万円余につきましては、経費節減等による執行残や人件費の執行残でございます。

次に、附属資料のほうをお願いいたしま

す。附属資料の77ページでございます。

収入未済について説明させていただきます。

農業公園使用料について、21万円余の収入未済額がございます。これは農業公園内のレストランの使用許可を受けていた者の経営悪化による滞納が生じたものであります。

最下段の平成24年度の未収金対策に記載しておりますとおり、未収金につきましては、毎月職員が訪問し、納入を確保しているところでございます。引き続き、未収金の早期回収に向けて、適正に管理してまいります。

農林水産政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口団体支援課長 団体支援課でございます。よろしく申し上げます。

冒頭、部長から概略を御説明申し上げましたが、前年度の決算特別委員会におきまして、施策推進上改善または検討を要するものといたしまして「林業・木材産業改善資金助成金について、予算額に比較して貸し付け実績が極めて低調であり、林業・木材産業を取り巻く環境の厳しさに十分留意し、適切な利用が図られるよう関係者への周知等の徹底に努めること。」との御指摘につきまして、補足説明させていただきます。

木材産業改善資金は、森林所有者や素材生産業者の方々などが、機械や設備を導入する場合に必要な資金を県が無利子で融資するもので、平成20年度までは、毎年1.5億円から2億円程度の貸し付け実績がありました。しかし、平成21年度に、国の緊急経済対策により造成されました森林整備加速化林業再生基金を活用した補助事業が創設されまして、平成26年度まで実施されております。この補助事業の対象が貸付資金の対象と重なっておりますために、二者択一で補助金が選択されました結果、資金利用が5,000万円程度と低迷している要因であると考えております。

なお、当資金は、特別会計で運用しております。貸付予算に残余が生じた場合は、繰り越して翌年度の貸付資金に充てることとなっております。

また、資金の周知につきましては、森林組合等の関係機関や市町村に対しましてパンフレットを送付するとともに、林業金融担当者会議におきまして、当該資金の趣旨、内容等を説明し、利用を呼びかけております。さらに、県のホームページ上に資金の借入れ方法などを詳細に紹介するページを設けたところでございまして、引き続き資金の周知を図ってまいります。

それでは、団体支援課の平成24年度決算につきまして説明させていただきます。

お手元の決算特別委員会説明資料の10ページをお願いいたします。

まず、定期監査における公表事項はございません。

一般会計の歳入につきましては、10ページから13ページまででございますけれども、不納欠損はございません。

次に、資料の11ページをお願いいたします。

一番下の段の農業経営改善促進資金貸付金回収金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で1,925万円の減額となっております。この資金は短期資金でありまして、貸し付け後年度内に回収しておりますが、借金需要が見込みを下回ったため貸し付けを行わなかったことによるものでございます。

12ページをお願いいたします。

上段の漁協金融円滑化貸付金元利収入の予算額がゼロに対しまして、1,811万円の収入済みとなっておりますが、これは滞納分の元利償還金が一括返済されたものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

14ページから17ページまでが一般会計の歳

出でございます。15ページをお願いします。

上段の農業金融対策費の不用額3,488万円につきましては、備考欄に記載しておりますが、貸付金等の資金需要が見込みを下回ったこと等による執行残でございます。このほか、人件費の執行残、委託経費の執行残、経費節減等による執行残がございます。

次に、18ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

歳入につきましては、18ページと19ページでございます。不納欠損はございません。

18ページ、2段目の繰越金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で4億3,000万円の増となっております。この資金は、前年度の貸付残を全額翌年度に繰り越すという仕組みになっておりまして、貸付残が見込みより多かったために生じたものでございます。

次に、下から3段目の林業・木材産業改善資金貸付金償還元金は、予算現額と収入済み額との比較で3,900万円余の減額となっておりますが、これは収入未済額の発生及び平成23年度の貸付額が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上から2段目の林業・木材産業改善資金助成金の不用額2億5,700万円余につきましては、林業者の資金需要が見込み額を下回ったためでございますが、これは貸付財源として次年度に繰り越すものでございます。

次に、21ページをお願いします。

沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

歳入につきましては、不納欠損はございません。

2段目の繰越金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で2億7,200万円余の差がございますが、これは先ほどの林業改善資金と同様、貸付残を繰り越したことによるも

のでございます。

22ページをお願いします。

歳出でございます。

沿岸漁業改善資金助成金の不用額1億350万円余につきましましては、漁業者の資金需要が計画額を下回ったためでございますが、これは貸付財源として次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、決算特別委員会附属資料の78ページをお願いいたします。

収入未済に関する調べでございます。

まず、平成24年度歳入決算の状況でございます。

上の表の一般会計では、農業改良資金貸付金の元金3,400万円余と、その下の延滞違約金960万円余が収入未済となっております。この960万円余のうち、590万円余が農業改良資金分、370万円余がペイオフ対策として漁協に貸し付けました漁協金融円滑化貸付金分でございます。

農業改良資金の収入未済は全て過年度に発生したもので、現在分納中でございます。このうち、本年9月末現在で150万円余を収入済みでございます。

また、漁協金融円滑化貸付金は、平成24年8月に元金、利子ともに完済となりましたが、それによりまして延滞違約金が確定したものでございます。この返済につきましましては、債務者と協議の上、今年度から10年間の分納の計画となっております。

次に、特別会計では、林業、漁業関係の新技術の導入や設備の購入のための無利子貸付金に未収金がございます。

中ほど、林業・木材産業改善資金の元金2,541万円余、その違約金17万円余、下段の沿岸漁業改善資金の元金947万円余、違約金198万円余となっております。いずれの貸付金も、債務者である林業、漁業者等の経営が悪化しましたことにより延滞となっているものでございます。

これらの収入未済分につきましては、本年9月末現在で、林業・木材産業改善資金が124万円余、沿岸漁業改善資金が73万円を収入済みとなっております。

次に、79ページをお願いいたします。

上の表の収入未済額の過去3カ年の推移についてですが、1段目、2段目の漁協金融円滑化貸付金につきましては、元金、利子ともに昨年度完納いたしました。

5段目の延滞違約金につきましては、分割納付予定でございます。

3段目、4段目の農業改良資金と、6段目、7段目の林業・木材産業改善資金、8段目、9段目の沿岸漁業改善資金ともに、過年度分の回収を努めたことと、現年度分の新たな発生を抑えることができたために、ここ3年間は減少傾向にございまして、24年度末の未収金は、延滞違約金を含めました前年度比較で、農業改良資金で42万円余、林業・木材産業改善資金で450万円余、沿岸漁業改善資金で135万円余と、それぞれ減少しております。課の未収金全体で見ますと、前年度末に比べて約2,063万円の減少となっております。

次に、下段、収入未済額の状況をごらんください。

延滞者の数は、右下のほうでございますけれども、27名となっておりますが、元金と延滞違約金両方を延滞している者がおりますために、全体の実人員は26名でございます。そのうち25名が分割して納付中でございます。分割納付につきましては、債務者本人、もしくは連帯保証人からも納付してもらっている状況で、連盟の誓約書を提出するよう指導しているところでございます。

納付がない1名につきましては、県が抵当権を設定していた不動産が、昨年8月に公売が実施されまして、190万円余の配当がありました。既に債務者及び連帯保証人の全員が破産していることに加えまして、換価でき

る資産がなくなりましたことから、債権放棄に向けた手続を進めてまいることとしております。

80ページをお願いいたします。

平成24年度の未収金対策でございます。

未収金の回収に向けては、基本的には分納してでも償還していただくという方針で取り組んでおり、分納は確実な納付に結びつけるために、連帯保証人との連盟での誓約書を徴することとしております。また、面談により債務者や連帯保証人に対する催告を行い、その上で、分納計画が立たないとか、分納が履行されないというような場合につきましては、次の段階として法的措置をとるという考えで進めております。

未収金の回収につきましては、今後とも、地域振興局や農協、森林組合、漁協などの関係機関と連携を図り、経営状況等も十分把握いたしまして、早期回収に努めてまいります。

団体支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課長の船越でございます。よろしく申し上げます。

定期監査におきまして、公表事項の御指摘がありました。職員の交通事故の件でございます。

私用中に過失割合の多い人身事故が1件、それと通勤中に過失割合の高い物損事故が1件発生しておりました。

御指摘の件ですが、職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因に応じた交通事故防止対策を講じることというような御指摘でございます。

早速でございますけれども、これまでも、例えばビデオの視聴でございますとか、グループ討議等の研修を行ってまいりましたけれども、職員にさらなる当事者意識と緊張感を

持ってもらうために、例えば事故を予見する運転でございますとか、先を読んだ運転とか、そういった形で重大事故を防ぐ運転を心がけるよう、今後とも努めてまいりたいと思っています。

続きまして、一般会計の歳入について御説明いたします。説明資料の23ページをお願いいたします。

当課に係ります歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

上から6段目でございますが、戸別所得補償経営安定推進事業費補助でございます。これは人・農地プランに係ります転換協力交付金等でございますけれども、予算額と収入済み額との比較で1,700万円余の減額となっております。取り組みの成果が3月末ぎりぎりのところまでありましたものですから、年度をまたがってしまったために生じた執行残でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。資料のほうの25ページをお願いしたいと思います。

中段の農林水産業費の農業総務費でございます。不用額につきましては、農業委員会等の振興助成費、それと農地集積加速化事業等の事業要望の減に伴います執行残でございます。

農地・農業振興課は以上のとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課の國武です。よろしく申し上げます。では、着座させていただきます。

当課において、定期監査における公表事項はございません。

説明資料の27ページをお願いいたします。

一般会計の歳入について御説明いたします。

まず、歳入についての不納欠損、収入未済額はございません。

次に、下から3段目の国庫支出金につきまして、予算額と収入済み額との比較で7億1,800万円余の減額となっておりますが、その内訳につきましては、1ページおめくりください。

一番上の段でございます。農業・食品産業強化対策整備交付金については、経営体育成支援事業分でございますが、国の緊急経済対策を受けまして5億9,300万円余の予算計上をお願いしております。平成25年度に繰り越しなどを行いましたことに伴い、予算額と収入済み額との比較欄でそのままの額を減額させていただいております。

その次の段の青年就農給付金事業費補助につきましては、予算計上時に見込んだ対象者数の減などに伴いまして、1億2,400万円余の減額となったものでございます。

続きまして、資料の29ページをお願いいたします。

2段目からの農林水産業のうち、4段目、一番下でございますが、農業改良普及費につきまして、1億5,900万円余の不用額が生じています。その主な内訳としましては、補助金の要望減等に伴う執行残でございますが、企業等農業参入支援費事業におきまして事業額の変更などが行われたもののほか、1枚めくっていただきまして資料の30ページでございますが、一番上でございます。青年就農給付金につきまして、先ほど申し上げましたが、対象者数の減などに伴うものでございます。

資料は、引き続き30ページをお願いいたします。

2段目の農業構造改善事業費については、4億5,500万円余の翌年度繰越額が生じています。これは歳入で御説明しました経営体育成支援事業の繰り越し分でございます。事業の進捗状況につきましては、繰越事業調べで

御説明させていただきます。

また、不用額1億3,800万円余につきましては、国の実施要領が示されるのが遅く、平成25年度への繰り越しに当たり精査を行い、国への要望額4億5,500万円余をもって繰越額としまして、その残りを不用額としたものでございます。

一般会計に関する説明は以上でございます。

次に、新規就農者に対して就農のための貸し付けを行います就農支援資金貸付特別会計の歳入について御説明いたします。資料は31ページをお願いいたします。

歳入についての不納欠損、収入未済額はございません。

2段目の繰越金の予算現額と収入済み額との比較の欄で9,800万円余の増額となっておりますが、これは平成23年度の貸付額が予定より少なかったことによるものでございます。

3段目の諸収入の同じく予算現額と収入済み額との比較の欄でございますが、2,100万円余の増額となっております。これは貸付金の繰り上げ返済によるものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1段目の就農支援資金貸付金につきましては、1億200万円余の不用額が生じていますが、これは平成24年度の借り入れ申し込みが枠よりも少なかったことに伴う貸付金の減による執行残でございます。

それでは、別冊の附属資料の1ページをお願いいたします。

平成24年度の繰越事業調べでございます。

当課が繰り越しました経営体育成支援事業につきましては、中心経営体と位置づけられた農業者の方が、金融機関からの融資を得て農業用機械等を導入する場合に、最大で取得価格の10分の3までの助成を行うという事業

でございます。

2ページ、1枚めくっていただいてよろしくごさいますでしょうか。最下段をごらんください。

先ほども御説明いたしましたとおり、国の緊急経済対策を受けまして予算計上をお願いしましたが、年度内に事業を完了することが難しいことから、13カ所、熊本市ほか12市町村分について、4億5,500万円余の繰り越しをいたしております。

事業の進捗状況につきましては、現在事業に取り組んでいるところであり、表の右側の現在の進捗状況欄のような状況でございます。

このうち、1ページの和水町に係る分と、それから、2ページの上天草市に係る分につきましては、国からの予算配分がなく、現時点では本事業に着手していませんが、他の市町村分の執行残が相当額見込めるということで、追加配分を行う予定であります。

担い手・企業参入支援課からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○西山流通企画課長 流通企画課でございます。よろしくお願いたします。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料の33ページをお願いたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、34ページをお願いたします。

下段の農業総務費についてでございますけれども、不用額は約1,000万円余でございます。その理由といたしましては、人件費の執行残、くまもとの6次産業化総合対策事業の補助事業要望額の減、それから、農林水産物等アジアマーケット開拓事業の委託料の減及び経費の節減等に伴う執行残でございます。

以上のとおり、流通企画課の御説明を終わ

ります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課の潮崎です。よろしくお願いたします。

当課におきまして、定期監査における公表事項はございません。

説明資料の35ページをお願いたします。

歳入についてですが、不納欠損及び収入未済はございません。予算現額と収入済み額との比較で、増減額が1,000万円以上のものについて説明をいたします。

まず、上から2段目の県営中山間整備事業費分担金と、その下の負担金でございます。これは、上が農家の負担分、下が市町村の負担分ですが、市町村が農道などの農家負担分もあわせて負担したために、市町村の負担金が3,100万円余の増となっております。逆に、農家の負担金は、電柱移転など農家負担が不要となるケースも加わりまして、3,200万円余の減となっております。

次に、36ページをお願いたします。

上から4段目のマイナス1億9,900万円余及びその2つ下のマイナス4,600万円余につきましては、両方とも県営中山間地域総合整備事業で、翌年度への繰り越しが生じたために、その分の国の交付金収入が減ったものでございます。

次に、38ページをお願いたします。

雑入でございますが、上から4段目の2,500万円余は、農地・水保全管理支払事業の補助金額の確定に伴いまして、過払いになっておりました県費分を、事業主体である活動組織から返納されたものでございます。

続きまして、歳出に関してでございます。1,000万円以上の不用額について説明をいたします。

39ページをお願いたします。

最下段の農作物対策費の1,150万円余は、事業実施要望額の減や事務経費の節減等によ

る執行残でございます。

最後に、繰り越しについて説明をいたします。附属資料の3ページをお願いいたします。

経済対策分以外の繰り越しです。

中山間地域総合整備事業で9カ所を繰り越しました。既に8カ所が完了し、残る1地区も2月末には完了の予定でございます。

4ページをお願いいたします。

国の経済対策に伴いまして、2月補正で計上した分全額を繰り越しております。

水稻収穫後に工事がスタートする地区も多く、現在の進捗状況は記載のとおりでございます。これから工事が本格化いたしますが、3月末までには全ての地区で完了の予定でございます。

むらづくり課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松尾農業技術課長 農業技術課の松尾でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、一般会計の歳入について御説明いたします。

資料41ページから42ページまでが歳入となっておりますけれども、いずれも不納欠損、収入未済額ともございません。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。資料の43ページをお願いいたします。

上段の総務費でございますが、繰り越し、不用額ともございません。

その下の段、農林水産業費の農業総務費及び農業改良普及費ですが、不用額は各地域振興局の普及指導員等の職員給与費の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

44ページをお願いいたします。

農業振興費、農作物対策費及び植物防疫費でございますけれども、不用額は経費節減に

伴う執行残でございます。

農業技術課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山中農産課長 農産課長の山中でございます。よろしくお願いいたします。

資料45ページをお願いいたします。

農産課におきましては、定期監査における公表事項はございません。

まず、歳入についてでございますが、不納欠損及び収入未済額はございません。

一番上の段の国庫支出金の予算現額と収入済み額との比較が90億940万円余の減となっておりますが、この内訳といたしましては、まず2段目の農業・食品産業強化対策整備交付金が55億1,565万円余の減となっております。これは国の補正予算分の事業を平成25年度に繰り越したことなどによるものでございます。

次に、3段目の米穀流通改善対策費補助が1,210万円の減となっておりますが、これは事業量の減に伴う国の内示減によるものでございます。

また、4段目の農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金、1,110万円余の減となっておりますが、これも事業量の減に伴う国の内示減でございます。

さらに、5段目の地域の元気臨時交付金が34億7,060万円余の減となっておりますが、これは国の補正予算分の事業を平成25年度に繰り越したことによるものでございます。

資料46ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

3段目の農業総務費でございますが、不用額72万円余は人件費の執行残でございます。

次に、4段目の農作物対策費でございます。繰越額84億2,030万円余につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

次に、不用額8億1,700万円余の内訳とい

たしましては、備考欄に記載のとおり、事業量の減少による残が2億3,440万円余、それから、入札等の残が5億6,680万円余、旅費等の経費節減を行ったことによる残が1,560万円余でございます。

続きまして、別冊の附属資料5ページをお願いしたいと思います。

繰越事業について御説明いたします。

まず、5ページの生産総合事業8カ所につきましては、夜間工事の騒音、振動対策など、調整に不測の期間を要したことによりまして繰り越したものでございます。既に全地区、事業完了いたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページから7ページにかけては、生産総合事業でございますが、17カ所につきましては、国の緊急経済対策に伴いまして2月補正で成立した予算でありますために、全額繰り越したものでございます。なお、9月1日時点で一部進捗率が低い箇所がございますが、早期完了に向けて適切に指導してまいります。

農産課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○古場園芸課長 園芸課長の古場でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、一般会計の歳入について御説明をいたします。説明資料48ページをお願いいたします。

園芸課、不納欠損、収入未済額とにもございません。

続きまして、歳出について御説明をいたします。資料の49ページをお願いいたします。

上段の総務費でございますけれども、不用額はございません。

中段、農林水産業費の農業総務費でございますが、不用額は職員給与費の執行残でござ

います。

下段、農作物対策費でございますが、不用額は入札残及び経費節減に伴う執行残でございます。

園芸課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○矢野畜産課長 畜産課の矢野でございます。よろしくお願いいたします。

定期監査におきます公表事項についてでございますけれども、公務外で職員の交通事故が1件発生をいたしております。

職員に対しましては、日ごろから、公務内外を問わず交通安全に心がけるよう注意喚起をしているところでございますけれども、今後とも職場全体で交通事故防止に取り組むとともに、交通安全意識の向上を今後も指導してまいりたいと思っております。

説明資料の50ページをお願いいたします。

歳入につきましては、50ページから53ページまででございますが、不納欠損額、収入未済額とにもございません。

予算現額と収入済み額との差が大きいものにつきまして説明をさせていただきます。51ページをお願いいたします。

3段目の国庫支出金につきまして、予算現額と収入済み額との比較が1,198万円の減となっておりますが、主なものは公社営畜産基地建設事業費補助の1,103万円余りの減で、平成25年度に繰り越したことによる減でございます。

54ページをお願いします。

次に、歳出について説明させていただきます。

1段目の総務費につきましては、翌年度繰り越し及び不用額ともございません。

中段の畜産総務費の不用額は、主に職員給与費の執行残でございます。

下段の畜産振興費の不用額6,825万円余の理由につきましては、右の備考欄に内訳を記

載しておりますが、主に事業量減少に伴う執行残で、内訳としまして、馬刺し冷凍処理促進緊急支援事業で4,379万余の残でございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

中段の家畜保健衛生費の不用額1,858万円余の理由につきましては、右の備考欄に内訳を記載してございますが、主に人件費の執行残でございます。

下段の草地開発費の翌年度繰越額1,458万円余につきましては、公社営畜産基地建設事業分でございます。こちらについては、繰越事業調べの中で御説明させていただきます。

別冊附属資料の8ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

公社営畜産基地建設事業は、飼料自給率向上を図るため、放牧地や飼料畑等の基盤整備を行うものですが、1,458万余の繰り越しがございます。繰り越し理由は、設計及び施工計画に関する地元調整に不測の日数を要したものでございます。なお、6月末に事業は完了いたしております。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○荻野農村計画課長 農村計画課の荻野でございます。よろしくお願ひします。

農村計画課でございますが、定期監査の公表事項はございません。

一般会計の歳入について御説明いたします。説明資料の56ページをお願いいたします。

上から2段目でございますが、国営土地改良事業費負担金で、収入未済額が6,670万円余でございます。この収入未済額につきましては、右側の備考欄にございますように、国営土地改良事業として実施いたしました玉名横島地区、矢部地区、羊角湾地区の土地改良区

の負担金でございまして、これに係る収入未済でございます。これにつきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

次に、56ページ、4段目以降の国庫支出金及び繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

56ページ、下から2段目の震災対策農業水利施設整備事業費補助、一番下の農業水利施設保全合理化事業費補助における予算現額と収入済み額との比較の欄は、繰り越しにより減となったものでございます。

58ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、歳出につきまして御説明いたします。59ページをお願いいたします。

下段の土地改良費の不用額4,277万円は、事業減少に伴う執行残等でございます。繰越額の21億1,490万円余につきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

次に、60ページをお願いいたします。

下段の農地防災事業費でございますが、これは玉名横島地区で実施しております国営の直轄海岸保全事業の県負担金でございます。繰越額はございません。

次に、繰り越しについて御説明いたします。附属資料の9ページをお願いいたします。

事業といたしましては、県営土地改良調査計画費ほか4つの事業で繰り越しを行っております。

10ページをお願いいたします。

繰り越しは11カ所で、総額21億1,490万円余でございます。繰り越しの主な理由といたしましては、国の経済対策に伴い2月補正で成立した予算であることや、地元関係者との調整、事業箇所を選定等に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

経済対策における耐震調査等におきまして、進捗率が上がっていない箇所もございま

すが、設計条件の決定等を得ており、必要箇所につきましては年度末までに完了する見込みでございます。

次に、収入未済について御説明いたします。81ページをお願いいたします。

国営土地改良事業費負担金の収入未済でございます。

1にありますとおり、平成24年度の収入未済は6,670万円余となっております。

同じページの中ほど2に、過去3カ年の推移を記載しております。平成24年度の収入未済額は、土地改良区へのきめ細かい指導等により、前年度に比べ2,300万円余減少しております。

次に、未収金の対策につきまして説明いたします。82ページをお願いいたします。

未収金対策として取り組んでおります主な3点につきまして御説明させていただきます。

まず、(1)の土地改良区への指導につきましては、未納解消対策の計画に基づき、土地改良区に具体的な個別指導を実施しております。

(2)の土地改良区が行います未納解消対策への支援として、土地改良区が行います未納受益者に対する夜間の臨戸徴収に県の職員が同行しております。

最後に、(3)の受益農家への営農支援等につきましては、農地の利用促進による農家経営の改善や企業の農業参入による耕作放棄地解消の支援などを行い、未収金解消につながるよう取り組んでおります。

この結果、(4)に記載しているとおり、玉名横島地区では、公売により216万円余を回収いたしました。矢部地区では、昨年度、新規賦課がありましたが、これを上回る8,550万円余の負担を回収することができました。羊角湾地区では、耕作放棄地再生利用緊急対策を活用して、新たな企業と畜産農家が参入し、708万円余が完納となったところです。

最後になりましたが、今後も土地改良区に対しまして具体的な指導をきめ細かく実施することにより、収入未済の解消に引き続き努めてまいりたいと考えております。

農村計画課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○緒方技術管理課長 技術管理課緒方です。よろしく申し上げます。

当課におきまして、定期監査の結果、公表事項はございません。

次に、一般会計の歳入について御説明いたします。説明資料61ページをお願いいたします。

県預金利子及び繰越金でございますが、不納欠損、収入未済額ともにございません。

次に、歳出につきまして御説明いたします。62ページをお願いいたします。

1段目の総務費の一般管理費でございますが、不用額はございません。

3、4段目の農地費のうち農地総務費は職員給与費でございまして、不用額の14万9,000円は人件費の執行残でございます。

次の段、土地改良費でございますが、不用額385万2,000円は、備考欄にございますように、公共事務費への振りかえに伴う執行残、入札に伴う執行残、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、下段の林業費のうち林業総務費でございます。備考欄に事業の概要を記載しておりますとおり、職員給与費、電子入札、工事進行管理システムの経費でございますが、不用額の84万6,000円は、人件費の執行残及び入札に伴う執行残でございます。繰越事業はございません。

技術管理課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○小柳農地整備課長 農地整備課の小柳です。よろしく申し上げます。

農地整備課は、定期監査における公表事項はございません。

一般会計の歳入について御説明申し上げます。

本課は、不納欠損額、収入未済額はございません。

資料の63ページをお願いいたします。

分担金、負担金でございます。64ページまで記載しております。

分担金と負担金で予算現額と収入済み額との間に増減が生じておりますが、これは主に予算計上後に分担金と負担金の間で移動が生じたことによるものでございます。

次に、65ページをお願いいたします。

中段の国庫支出金を記載しております。67ページまで記載しておりますが、これは土地改良事業等に対する国庫補助金及び災害復旧事業に対する国庫補助金の収入でございます。

65ページ中段の農地費国庫補助金でございますが、予算現額と収入済み額との比較で88億4,000万円余の差が生じておりますが、主に繰り越しによる減でございます。

また、67ページ、下から3段目の災害復旧費国庫補助金で、予算現額と収入済み額との比較で43億円余の差が生じておりますが、主に国庫内示減及び繰り越しによる減でございます。

次に、歳出について御説明いたします。70ページをお願いいたします。

1段目の総務費の一般管理費でございますけれども、不用額はございません。

2段目の農林水産業費の農地費でございます。

まず、農地総務費でございますが、不用額の960万円余につきましては、人件費の執行残及び土地改良事業の国庫支出金等返納金の執行残でございます。

次に、土地改良費でございますが、備考欄に事業内容を次ページにまたがって記載して

おります。県営かんがい排水事業等に要した経費でございます。翌年度繰越額については、後ほど別冊の附属資料で説明させていただきます。

不用額1億5,350万円余につきましては、豪雨災害による計画見直しに伴う執行残、国からの配分額が予算額を下回ったため及び電柱移転工事費等の事業費負担減と事業量減少に伴う執行残でございます。

次に、71ページの農地防災事業費でございますが、備考欄に記載しておりますとおり、海岸保全事業を初め、各種防災事業費でございます。翌年度繰越額については、後ほど説明させていただきます。不用額5,950万円余につきましては、事業量減少に伴う執行残でございます。

72ページをお願いします。

災害復旧費でございますけれども、被災した農地、農業施設の復旧に要した費用でございます。翌年度繰越額については、後ほど説明いたします。

不用額19億940万円余につきましては、熊本広域大水害に係る最終的な災害査定額が見込んでいた予算額を下回ったためと、それから災害設計委託等の入札残でございます。

次に、別冊の附属資料11ページをお願いします。

繰越事業につきましては、11ページから34ページまで農地整備課分でございます。

当初予算分、国の経済対策分、災害復旧費に係る明許繰越を33ページまで記載しております。また、34ページに事故繰越を記載しております。

33ページの最下段をごらんいただきたいと思います。

明許繰越の合計、900カ所、繰越額で158億2,200万円余となっております。内訳としましては、緊急経済対策分が104億円余、当初予算分が26億円余、災害復旧費が27億円余となっております。繰り越しの主な理由は、設

計及び施工計画に関する地元調整に不測の日数を要したこと等から、やむを得ず繰り越したものでございます。

なお、緊急経済対策分につきまして、進捗状況が0%と低い地区がございますが、発注はおおむね終わっております。早期に事業効果が発現できますよう、年度内完成に向けて工事の進捗を図っているところでございます。

次に、34ページをお願いいたします。

事故繰越でございますが、平成23年から24年度に繰り越しを行った阿蘇地域の3カ所におきまして、昨年7月の豪雨により農地に土砂が流入したため、工事施工に不測の日数を要したことから、やむなく事故繰越を行ったものでございます。3カ所とも、既に工事完了でございます。

次に、84ページをお願いいたします。

取得用地の未登記一覧表を掲載しております。

表の中ほどにあります登記残筆数は、平成21年度末の144筆から、平成24年度末には102筆と、年々未登記数は少なくなっております。今後とも、関係者の動向や現地の状況を把握しながら、未登記解消に向けて努力してまいります。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課の長崎屋です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、当課におきまして、定期監査における公表事項はございません。

説明資料の73ページをお願いいたします。

一般会計の歳入につきまして御説明いたします。

まず、森林整備課の歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。主に予算現額と収入済み額との差額が大きい部分について御説明いたします。

73ページ中段の国庫支出金でございますけれども、予算現額と収入済み額との比較の欄がマイナス18億5,900万円余となっております。これは主に下から2段目の造林事業費補助につきまして、間伐や森林作業道の整備等の事業を繰り越したことによるものでございます。

次に、74ページをお願いいたします。

下から3段目の財産収入でございます。1,370万円余の増となっております。これは主に県有林の木材販売収入が増加したことによるものでございます。

続きまして、歳出の関係でございます。主に繰り越しと不用額の大きいものにつきまして御説明いたします。

77ページをお願いいたします。

林業総務費でございます。4,420万円余の不用額を計上しておりますが、これにつきましては、主に備考欄4の森林計画樹立費のうち森林境界明確化事業や森林整備地域活動支援交付金事業などの事業におきまして、事業要望が想定より少なかったこと等によるものでございます。

78ページをお願いいたします。

林業振興指導費の翌年度繰越額3,190万円余でございますが、これは備考欄4の間伐等森林整備促進対策事業の繰り越しによるものでございます。

一番下の造林費でございますけれども、翌年度繰越額25億680万円余につきましては、主に備考欄1の造林事業費の森林環境保全整備事業の繰り越しによるものでございます。

79ページをお願いいたします。

県有林費でございます。翌年度繰越額5,560万円余につきましては、備考欄4の県有林造成事業費のうち県有林整備事業によるものでございます。また、不用額3,150万円余でございますが、主に備考欄4の県有林造成事業費のうち県有林整備事業及び県有林整備事業補助分の素材生産事業費の減少によるもの

でございます。

続きまして、附属資料の35ページをお願いいたします。

森林整備課の繰越事業でございます。

まず、間伐等森林整備促進対策事業は、実施箇所の決定に日数を要したものでございますが、現在は完了しております。また、森林環境保全整備事業、低コスト林業実践事業につきましては、事業箇所の決定等に日数を要したため繰り越しをいたしました。これらの事業につきましては、年度内に完了できる見込みでございます。

最後に、県有林整備事業につきましては、路線の全体計画策定に当たり、適当な線形及び構造の検討に不測の日数を要したため繰り越しましたけれども、本事業の発注は既に完了しております。

森林整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小宮林業振興課長 林業振興課の小宮でございます。よろしくお願いいたします。

まず、当課での定期監査結果の公表事項はございません。

説明資料の80ページをお願いいたします。

一般会計の歳入については、不納欠損額、収入未済額はございません。主な項目について御説明させていただきます。

2段目の国庫支出金でございますが、予算現額と収入済み額との差額13億216万円余につきましては、25年度への繰り越しや事業費を減額したことなどによるものでございます。

その内訳でございますが、県、市町村が行っております林道事業の農山漁村地域整備交付金の繰り越し、地域自主戦略交付金の繰り越し、木材加工施設整備等を行っております林業・木材産業等振興施設整備交付金の事業量の減、最下段の道整備交付金の繰り越し、さらに、次の81ページ、最上段の林道事業費

補助の繰り越し及び県営林道工事業の事業量の減、地域の元気臨時交付金の繰り越しなどによるものでございます。

4段目の災害復旧国庫補助金でございますが、予算現額と収入済み額との差額は3億2,049万円余となっております。これは現年林道災害復旧事業における繰り越し及び災害査定による事業量の減によるものでございます。

次に、83ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

農林水産業費の林業費で、22億6,474万円余の繰り越しと1億2,569万円余の不用額となっております。そのうち林業振興指導費では、5億8,385万円の繰り越しとなっております。これにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

また、不用額が6,078万円余となっておりますが、これは主に備考欄、事業概要の3に記載しております林業従事者の育成研修や施業の集約化を行っております林業労働対策事業費の委託料の執行残、また、84ページをごらんいただきたいと思います。備考欄10に記載しております林業・木材産業振興施設等整備事業費で、事業費の減額申請があったことなどによるものでございます。

次に、下段の林道費でございますが、16億8,089万円余の繰り越しとなっております。

これにつきましても、後ほど御説明させていただきます。また、6,243万円余の不用額となっておりますが、これは備考欄1の県営林道事業量の減少及び5の林業専用道整備事業における申請の取り下げなどによるものでございます。

続きまして、最下段の災害復旧費の林道災害復旧費につきましては、2億9,544万円の繰り越しと2,569万円余の不用額がございます。不用額につきましては、備考欄1の現年林道災害復旧における災害査定に伴う工事費の減によるものでございます。

続きまして、附属資料の36ページをお願いいたします。

明許繰越についてでございますが、36ページから40ページにかけて、緑の産業再生プロジェクト促進事業を初め、県産木材利用開発推進事業や県営林道事業など、10事業を掲載しております。

40ページをお願いいたします。

最下段でございますが、117カ所の25億319万円余を24年度から25年度に繰り越しております。主な繰り越し理由といたしましては、国の経済対策に伴う2月補正の予算成立であったことや、資材運搬道等の災害復旧や工法の検討に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

繰り越した事業のうち、52カ所につきましては既に完了しております。そのほかについては、年度内に完了の予定でございます。

引き続きまして、41ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

水上村で施工中の県営林道梅木鶴線3工区ほか1カ所におきまして、7月の熊本広域大洪水等により資材運搬道等のり面崩壊が発生いたしました。その復旧に不測の日数を要したためやむなく事故繰越を行ったもので、5,699万円余の繰越額となっております。

上段の梅木鶴線につきましては、年度内に完了する予定でございます。また、下段の槻木北線につきましては、4月に既に完了いたしております。

林業振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○本田森林保全課長 森林保全課本田でございます。よろしく申し上げます。

説明資料85ページをお願いします。

森林保全課関係につきましては、定期監査での公表事項はございません。

歳入に関する調べでございます。

まず、国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

国庫支出金、予算現額と収入済み額との比較でマイナス68億7,014万円余の差が生じております。これは、農山漁村地域整備交付金から、済みません、次のページ、現年治山災害復旧事業費補助まで、繰り越しによる減や事業の減によりマイナスが生じているものでございます。

86ページ、下から2番目です。繰越金1,762万円余でございます。これは事業の繰り越しに伴う一般財源の繰越金でございます。

87ページをお願いします。

雑入で、600万円余の収入があります。これは公共事業の解約に伴う違約金の収入でございます。

最後の段、開発指定事業高率補助精算金でございますが、これは23年、24年に実施しました治山事業に係る差額金でございます。

88ページをお願いします。

歳出に関する調べでございます。

林業費で、翌年度繰越額109億9,690万円余、不用額1億7,022万円余が生じております。繰り越しについては、後ほど説明させていただきます。

下段の治山費1億6,901万円余の不用額につきましては、事業量の減少や入札残に伴う執行残、また、経費節減に伴う執行残となっております。

資料89ページをお願いします。

治山施設災害復旧事業2億9,704万円余の不用額は、事業の減少や査定による執行残でございます。

続きまして、附属資料の68ページをお願いします。

附属資料42ページからこの68ページまでが森林保全課関係でございますが、合計欄で、339カ所、120億3,891万円余を繰り越しております。これは、緊急経済対策、それから、昨年豪雨によります緊急治山によりやむを

得ず繰り越したものでございます。10月1日現在、77カ所が完成し、残り262カ所につきましては、年度内完成を目指して事業を実施しているところでございます。

森林保全課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○平岡水産振興課長 水産振興課の平岡でございます。どうぞよろしく申し上げます。

水産振興課におきましては、定期監査での公表事項はございません。

まず、一般会計の歳入について御説明いたします。90ページをお願いいたします。

歳入につきましては、90ページから92ページにございますが、当課におきましては、不納欠損、収入未済はございません。

3段目、手数料で523万円余の収入額の減が生じております。これは漁船登録の申請件数が当初の想定よりも減となったことが主な理由でございます。

次に、下段の国庫補助金のうち有明海漁業振興技術開発事業費補助について、800万円余の減が生じております。これは事業量の減に伴う補助金の減となっております。

次に、92ページをお願いいたします。

2段目の受託事業収入で99万円余の減となっておりますが、これにつきましては事業量減に伴う受託収入の減となっております。

最下段の雑入に43万円余の収入がございしますが、これは大矢野種苗生産施設の太陽光発電設備による余剰電力売電に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。資料の93ページをお願いいたします。

まず、下段の水産業振興費の不用額が2,795万円余となっておりますが、主な理由としましては、事業量の減及び経費節減による事務費の執行残となっております。

94ページをお願いいたします。

漁業取締費で1,356万円余の不用額が発生しておりますが、経費節減による事務費の執行残等が主な理由となっております。

次に、明許繰越について御説明いたします。別添の附属資料の69ページをお願いいたします。

まず、上段の熊本広域大洪水に伴う漁場機能回復等緊急対策事業ですが、4,872万円余の繰り越しが発生しておりますが、工事は既に完了しております。現在、事業の効果を測るための測量委託を実施しておりまして、年度末までに完了する予定です。

次に、漁業権切替事業で376万円繰り越しが発生しておりますが、既に業務は完了しております。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課の原田でございます。よろしく申し上げます。

当課におきましては、定期監査での公表事項はございません。

まず、一般会計、歳入について御説明いたします。説明資料の95ページをお願いいたします。

上から3段目、公害防止事業費事業者負担金と、最下段の漁港施設使用料について未収金がございます。これらにつきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

96ページをお願いいたします。

上から3段目、国庫補助金につきましては、予算現額と収入済み額との差が19億6,400万円余ございますが、ほとんどが繰り越しに伴うものでございます。

次に、歳出につきまして御説明いたします。98ページをお願いします。

最下段、漁港建設管理費の不用額が3,405万円余となっております。これは事業量の減少や入札残及び経費節減による執行残が主な理由でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明申し上げます。附属資料の70ページをお開き願います。

70ページから76ページにかけて、繰り越しについて記載しております。76ページの最下段をごらんください。

24年度から25年度へ繰り越し、箇所数にしまして50カ所、総額で31億3,193万円余を繰り越ししております。このうち、27カ所、20億2,097万円は国の経済対策関連で、残りの通常分23カ所、10億1,096万円余の繰り越しは、主に地元や関係機関との協議調整に日数を要したものでございます。

進捗状況欄で0%というところが3カ所ほどございますけれども、10月1日時点ではいずれも20から40%となっております。全ての事業が年度内には完了する予定でございます。

最後に、収入未済について御説明します。同じく、附属資料の83ページをお願いします。

まず、公害防止事業費事業者負担金の未収金について御説明いたします。

水俣市の丸島漁港において、県は、昭和62年度に公害防止事業により水銀を含んだ汚泥の除去を行っておりますが、公害原因者の1人が負担すべき金額が未納となっているものです。

負担金9,070万2,000円のうち、強制徴収などによりこれまで924万1,000円は回収しておりますが、残る8,146万1,000円が未納となっております。現在は、無限責任を有する代表者の老齢厚生年金の受給権を差し押さえ、未収金に充当しております。

今後の対応策につきましては、引き続き老齢厚生年金を差し押さえるとともに、新たな資産の保有がないか、資産調査を継続して実施し、可能な限り債権徴収に努力してまいります。

次に、漁港施設使用料の未収金について御

説明します。

この未収金は、牛深漁港の漁港浄化施設使用料に関するものでございます。

県では、平成7年に、水産物の加工に伴う漁港内及び周辺海域の水質及び環境の保全を図る目的で、天草市牛深後馬場の牛深漁港区域内に浄化施設を建設しておりますが、近年の漁獲高の減少等によりまして、施設を利用している水産加工業者等の経営状況が悪化しまして、使用料の滞納に至ったものでございます。

平成24年度は、滞納者へ早期接触を図るなど、新たな未収金の発生防止に取り組んだ結果、未収金は、昨年度末に比べまして87万1,000円減の129万4,000円となっております。

今年度も引き続き、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、滞納者からの未収金の回収に努めてまいります。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○平山全国豊かな海づくり大会推進課長 全国豊かな海づくり大会推進課の平山でございます。よろしく申し上げます。

当課におきましては、定期監査での公表事項はございません。

説明資料の100ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入についてでございますが、当課では、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、101ページをお願いいたします。

一般会計歳出についてでございますが、下段の水産業振興費につきましては、備考欄にございますように、全国豊かな海づくり大会開催準備事業に係る経費でございます。109万円余の不用額が出ておりますが、主に経費節減に伴う執行残によるものでございます。当課で繰越事業はございません。

全国豊かな海づくり大会推進課は以上で

ございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○松田三郎委員長 以上で農林水産部の説明が終わりました。

この際、5分間休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時24分開議

○松田三郎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○小杉直委員 最初に質問しておきます。23ページ、船越審議員、ゆっくりよかですけん、答弁は。

農業委員会等の振興助成金補助約1億8,000万、これは農業委員会はどういう範囲で含まれるとですか。

○船越農地・農業振興課長 県内に全部で45の農業委員会がございますけれども、中心となりますものは農業委員会事務局の事務費、それと委員さん方のいろんな報酬関係がございます。それと、21年度からは、農業委員会のほうも、例えば耕作放棄地対策とか農地の集積とか、そういった活動費も入ってまして、大体1億8,000万強を配分ということで、これは全額国庫で入ってきております。

○小杉直委員 関連してお尋ねしますが、政令指定都市の熊本市の農業委員会はこれに含まれるか、含まれぬか、どちらですかね。

○船越農地・農業振興課長 熊本市の分も入っております。全体45市町村分でございます。まだ一応独立していない形になっております。

○小杉直委員 なら、重ねて再確認で、熊本市の農業委員会もこれに含まれるということですね。

○船越農地・農業振興課長 はい、そうです。

○小杉直委員 わかりました。よかです。

○前川収委員 実は、全部の部に私はここで質問しているんですけども、今回の決算を見ると、繰り越しが非常に多いですね。それはもう理由もよくわかっておりまして、国の経済対策に呼応して取り組んでいけば、当然期間内に終わらないという前提があることはよくわかっておりまして、終わらなくても取り組むことによって繰り越しをやって、そして事業として県民のために頑張るという姿勢については大賛成であります。いわゆる繰り越しと、そういった、何ていうんですか、この説明資料の附属資料の中には明許繰越とそれから事故繰越という2種類、農林水産部は分けていただいておりますが、明許繰越の中にも、いわゆる計画性が少し甘かったという部分での繰り越し、それから補正予算に対応した繰り越し、2種類混在しているなというふうに見ておりまして、私は、やっぱり計画性がなかったとか、事前の準備が足りなかったとかという繰り越しについては、これまでどおり真摯に取り組んでいって、そういった繰り越しがなるべく少なくなるように努力をしてもらいたいというふうに思っております。

一方で、計画的繰り越して用語にはありませんけれども、私は、補正予算に取り組む姿勢として、そもそも繰り越すことはわかっていた上で、前提として取り組んできた事業、戦略的繰り越しとか計画的繰り越しと、簡単に私なりに自分で言っているんですけれ

ども、用語ではありませんが、そういった部分にはやっぱり積極的に取り組んでもらいたいというふうに思っています。

今までの決算委員会の傾向から見れば、繰り越しは悪いということが大前提だったような気がしますけれども、今回の決算委員会では、一貫して各課各部に対してそのような話をしておりますけれども、今回の内容についても、今言ったように、いわゆる補正予算対応分の繰り越しとそれから事故ということに分けられておると思いますが、今後もどうぞ——ことしもまた多分年明けの通常国会では補正予算が組まれるということがマスコミを通じながら入ってきておりますので、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っていますけれども、部長の御所見を伺えればと思っております。

○梅本農林水産部長 今委員御指摘のように、繰り越しについては、大きく分けて2つあると思います。戦略的な繰り越しと、委員御指摘の分については、やはり常にその現場をよく把握して、市町村や関係団体からニーズ調査や課題をいつも把握しておかないと対応できませんので、これはもう全職員心がけて常に対応して、全国のほかの県に負けないようにとってくるという、非常に積極的な姿勢を持ちたいと思います。

一方、やはり基本的には計画的な執行あるいは事業管理、こういうようなものは事業スケジュールをきちっとして、委員御指摘のように、繰り越しについては管理していくという、そういう態度をもって臨みたいと思います。

以上です。

○前川収委員 ずっと各部に言っているんですけども、会計課に聞いたかっただけですけども、後で聞きますが、今回は聞きませんが、もうこれだけ当初予算がプライマリーバ

ランスでがちがちに固められて、本来当初で組むべき予算が、当然必要な経費が、いわゆる国の財政バランス上補正に回されているという状況が、特に事業課部分のやつを見るとたくさんあると思っております、こうなってくれば、できればこういった決算の調書等々でも、きちっとわかりやすいように、いわゆる事故繰越、繰越明許両方あって、明許繰越の中にも戦略的な繰り越しと事故繰越が混在しているというようところがあって、なかなかわかりづらいなというふうに思っております、今後そういった会計処理上の仕分けの仕方というんですか、そういうのも考えていっていいんじゃないかな。

これはもちろん農林水産部だけの問題ではございませんけれども、ぜひそういったことも今後考えてもらえれば、多分プライマリーバランスの問題がある以上は、なかなか事業の部分は当初予算で組みにくいと——本来当初で組むべきなんですけれども、組みにくいというのは、ここ数年、当分余り変わらないのかなというふうに思いますので、ぜひそういうことも考えてもらえればありがたいと思います。

また、補正については、通常予算よりも非常に財政的に有利な形で取り組めるというメリットもあるわけでありますので、積極的に取り組んでいただければと思います。

以上です。答弁は要りません。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○氷室雄一郎委員 繰り越しの部分で、農地整備課が一番多く出ているんですけども、まあ年度内に完了という、進捗状況も書いてございますけれども、その辺の今後の見通しというか、もう少し具体的にお話をいただければと思うんですけども。

○松田三郎委員長 まあ、ざっとした、一つ

一つじゃないんでしょうから、傾向としてです
ね。

○小柳農地整備課長 農地整備課です。

先ほども説明しましたように、大きく当初
予算分、それから災害に関するもの、それか
ら経済対策分というのがございまして、当初
の分は早期に、先ほど言いましたように、今
後はもっと減らすように積極的に取り組むと
いうことなんですけれども、経済対策分につ
きましては、かなり前倒し的なものがござい
ますので、なかなか、用地等の関係もござい
まして、厳しい状況ではございますけれど
も、できるという前提で県としても確保して
おりますので、年度内の完了、早期完了を目
指して振興局が精力的に取り組んでいるとい
うことでございます。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○増永慎一郎委員 29ページから30ページに
かけてなんですけれども、不用額が農業改良
普及費で1億5,900万、この中に青年就農給
付金事業が入っていると思いますが、具体的
にどれくらいの金額で不用が出たか、教えて
いただけますか。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・
企業参入支援課でございます。

予算積算時に見込んだところからします
と、青年就農給付金につきましては、1億2,
200万円余の執行残という形になっておりま
す。

○増永慎一郎委員 これは、もともとちょっ
と募集に対して予算が足りないという話を何
か聞いていたような感じがするんですけれど
も、その辺に関しては、

○國武担い手・企業参入支援課長 委員のお
っしゃるとおりで、当初、予算が十分確保で
きるかということで心配していたものでござ
いですが、予算のほうは確保できましたので
すが、ただ、要件の関係で、御案内のとおり
、土地の要件でありますとかがありまして、
その要件を満たすのがおくて、例えば
半年だけになった方とか、あと、まさに要件
を満たさなくて24年度は受給にならなかった
とかいう方々が、ちょっと聞き取りでござい
ますけれども、60名ほどおられまして、そう
いった方々の分を積み上げると、結果として
この残を残したということでございます。

○増永慎一郎委員 結構、もともと地元あた
りでは、やりたいけれども、なかなかお金が
なくてやれない——予算がないんじゃないか
という話が最初出回ったもので、なかなか手
を挙げられなかった方もいらっしゃるん
ですよ。

よければ、こういうふうな形でお金が余る
ようであれば、もうちょっとやっぱりきちん
と話をよろしいとお願いして、みんながきちん
と使えるような形にぜひ改善をしていただき
たいというふうに要望しておきます。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○山口ゆたか委員 済みません、附属資料か
ら質問させてください。

2ページなんです、経営体育成支援事業
ということで、農家にとってもすごく使い勝
手がよくなった事業で、その中で上天草市と
和水のほうで国からの配分が受けられなかつ
たためということで説明いただいているん
ですが、ちょっと詳細をお願いします。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・
企業参入課でございます。

経営体育成支援事業につきましては、国から県への配分につきましては、地区ごとにポイントを積み上げていって、その高いところから拾っていくというやり方で配分があってございます。

4億5,000万、上天草市さんの分も和水町さんの分も含めて国へ上げたんですけども、そのポイントが低くて、箇所としての指定はございませんでした。

ただ、先ほども御説明しましたとおり、執行残が見込めて——最初から見込めるとは思ったんですけども、そこがはっきりしておりますし、国から県への交付の条件として、まさに与えられた配分の予算額の中であれば調整していいということになっておりますので、これから調整をするということで追加配分をしたいと思っております。

○山口ゆたか委員 わかりました。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○岩中伸司委員 関連で、先ほどの農業改良普及費の不用額がかなり出ているというふうな感じで質問があったんですが、その32ページのほうに、就農支援貸付金、これも不用額が1億円近く出ているんですが、非常に今農業についていく就農者をずっとふやして、やっぱり農業を再生していこうということでは基本的な問題と思いますが、これも関連していますか。

○國武担い手・企業参入支援課長 新規就農者の方のいろいろな施設整備の経費を補助するという補助でございます。平成17年度に2億5,000万ということで貸し付けをしたのが一番——2億何千万でしたか、それで一応貸し付けの枠を設定しております。

先ほどの経営体育成のほうで、昨年度までは2分の1だったのが、ことし3分の1にな

ったというようなことで、確かに昨年度は実績が上がってなかったんですが、ことしは、済みません、上がっているというような状況でございます。

昨年度との比較で言いますと、ちょっと数字は古うございますけれども、9月の段階では、昨年度末との比較で8割ぐらい需要がっておりますので、そういう形でも積極的にPRをしていって使っていただいているところでございます。

○岩中伸司委員 そういうことであれば、この不用額、この辺が出てきているので、もっとももっと、本当ならもう少し多いという想定をされとったんじゃないですか。

○國武担い手・企業参入支援課長 貸付金としての枠と申しますか、資金需要に対応できるような状態ということで、近年のマックスであった、2億4,000万だったんですけども、それに対応する額ということで2億5,000万という設定をさせていただいております。

確かに、この決算だけ見れば、ここまで資金需要がなかったという結果ではございますが、今年度分については、先ほど申し上げた状況で、資金需要は高まっているという状況でございます。

○岩中伸司委員 積極的にそういうことを広げていこうということの構えがこの2億5,000万だというふうに思いますので、よりやっぱり掘り起こしをして、具体的にこれが生かされるような形にぜひ努力をしていただきたいと思います。要望です。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 90ページの水産振興課の漁船の登録手数料というのが500万ほど減ってい

ますけれども、漁船の登録件数が3,000数件と。これは登録が減っているわけですか。きょうの新聞によると、養殖漁業は4割近く減っている。そういう中で、この減り方というのはどういうことか、ちょっと教えてください。

○平岡水産振興課長 漁船登録の当初の見込みが4,600件ほど見込んでおりました。これにつきましては、全国的に漁船漁業の減少、養殖の話、さっきございましたけれども、漁船を使ってする漁船漁業の漁業者の減少、それに伴います漁船の登録の減少ということが1つございます。

それともう1つ、平成16年から法が改正されて、それまでは3年に1回漁船の検認というのをやるようになっていきましたが、それが5年に1回になったということで、その周期の関係でなかなか見込みがちょっと難しいという部分もございまして、結果としてこういう結果になったということでございます。

○森浩二副委員長 95ページの公害防止事業費事業者負担金のところで、収入未済が8,000万ぐらいありますけれども、収入額は38万ということで、これはどうやって入ってきよるとですか。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課ですが、この38万というのは、先ほどの説明の中でも申し上げましたけれども、今現在差し押さえる物件も何もない状態の中で、無限責任を有する代表者がいらっしやいまして、その代表者の老齢厚生年金の受給権を差し押さえておりました、それが大体二月に6万ほど、年間で38万ほどですか、が回収できている状況ということで、ここに38万というのを計上いたしております。

○森浩二副委員長 簡単に計算すると、これは200年かかるでしょう。

○原田漁港漁場整備課長 200年かかります。

○森浩二副委員長 もうこれは不納欠損にはされんとですか。やっぱり生きとらすしこ取るわけですか。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課ですが、もともと合資会社ということで、この代表者が無限責任社員ということもありまして、債権を引き続きその無限責任社員のほうが引き継ぐということになっていまして、生きとられる限りは、やはりわずかな額でも差し押さえていくといいますか、徴収していく努力をせなんのかなとは思っております。ただ、それがいつまでかというのは、確かに今後検討する課題でもあるかとは思っております。

○松田三郎委員長 済みません、私も、すぐ終わります。1点。

これは以前常任委員会でもちょっと、多分船越課長のところなのかと思いますが、例えば主な施策の成果とか、この決算の説明の中で、小杉委員も冒頭市町村農業委員会の話をなさいまして、例えば、県も力を入れております耕作放棄地の解消でありますとか、これから農地の集積、中間管理機構とか、あるいは一方では、ソーラーを個人でつけたい関係で農地法との関係、転用の関係、あるいは農振農用地の個別の除外云々となる中で、私たちがよく相談を受けるのは、市町村の農業委員会はよかて言いなはったばってん、県でわからぬと言われたっですたいなという話をよく聞きます。あるいは、振興局経由です。逆に、ある人に言わせれば、それはできることだけよか、できぬことはできぬと言う

なら、別に市町村の農業委員会は要らぬたいということも、極論ですけれども、言う方もいらっしやいます。

課長にこの前お伺いしましたら、市町村によって、かなり勉強していらっしやるところと、県でいろいろ研修、講習をやっても、なかなか——まあ、異動の時期が頻繁だというような事情もあるかと思いますが、なかなかあんまりよく勉強していらっしやらない農業委員会あるいはその事務局もあるという話で、確かにその解釈によるところとか抽象的な話とかというのもあって、確かに市町村、特に町村の農業委員会事務局とかでは対応が難しい案件もいろいろ出てきているのかなとは思いますが。

なかなか課長の立場からでも言いにくいとは思いますが、今どれくらい職員研修といいますか、制度が変わったときにこういった県主催の勉強会をやっていますとか、あるいは大きな傾向として、国の制度も、この前聞きましたように、例えばソーラーの関係で、端っただけ転用すれば何かできそうな話も、国のほうはするけれども、何カ月待っても要綱が全然来ないとかというような、非常に難しい話もあっているようでございますので、私見も含めてで結構でございますが、市町村の農業委員会の、まああり方まではあれですけれども、ちょっと教えていただければと思います。

○船越農地・農業振興課長 45農業委員会はございますけれども、おっしゃるとおり、相当差があるかもしれませんということをお申し上げておきます。

それと、平成21年に、農地法とか、逆に厳しくしたような法改正がございました。優良農地の確保ということで、例えば1種農地ですと、従前ですと、一応20ヘクタール以上のよほど大きいところが1種農地と。これが、法改正で一応10ヘクタール以上ということ

で、従前だと1種農地じゃなかったところが、今回の法改正である日突然1種農地になったということで、地域の事情がわかってないじゃないかというふうなことで、国のほうに文句をおっしゃる方がいますし、我々にも来ます。

ということで、今進めていますのが、農地の転用とか、それに先立ちます、例えば農振地区の除外、これが一定の線で一応公平にないといかんだろうとは思っています。改正法の中でですね。ある町ではよかった、ある町ではちょっと極端に厳しかった、ある町では全く農地転用について土俵にもものらなかったということで、それはちょっとまずいので、いわゆる公平、公正、県のほうで一定の線はここなんですよということはお示ししているということかと思えます。

先ほど委員長からありましたけれども、自分たちはこういうふうにも迷ったけれども、県に言うたら厳しゅうなったというのは、多分そのハードルが一定の線まで行ってなかったところだと思っています。

それではいけませんので、今、私どもの権限、例えば4条と5条の農地転用関係の権限移譲の作業を今やっていますけれども、既に大体4市町村のほうに4条、5条の権限を県のほうから移譲しまして、自分たちで一応やっておられます。

ということで、そういった作業を進めていくにしても、相当研修もやるんですけれども、一昨年ですけれども、相当詳しくマニュアルをつくりました。一定の線をお示しするというか、つまり解釈の。そういった統一したマニュアルをつくって、これで行きましょうということを進めていきたいと思っています。

先ほどちょっと後半のほうで委員長からありましたけれども、太陽光をめぐる相当国のほうが——実は、相当各省庁間で混乱とかもあっているようで、今回の、例えば上空営

農型発電ですか、あたりにしても、急に一応話も来まして、その後詳しい指導とかマニュアルもまだ、もうちょっとで固まるんですけども、そういった形の市町村のほうからの苦情とか、国へではなくて我々のほうにも相当来ていますけれども、それにしても公平、平等、公正で何とか、どこで同じことがあっても同じような手続をするというふうなことで、今のところいきたいなと思っています。

○松田三郎委員長 例えば国で言いますと――ソーラーを代表的な例にとりますと、国で言うと、農林水産省がおっしゃるように、農地は守らなければならない、経済産業省は、どんどんどん再生可能エネルギーは推進する、これが県庁に来ますと、農林部は、もちろん農地はきちっと守らなきゃいけない、商工のエネルギー政策課は、いや、民間含めてどんどんどん進めなきゃいけない、知事も定例会で両方おっしゃったこともある。県民の中には、確かに農地は守らなければならないけれども、もう待っていても後継者はいない、土地は荒れ放題、町に言うと、町は一応、まあ現況と違うとはいえ、農振地にまだ入ったとたとなると、どうすればいいんだろうというふうなお悩みが、結構高齢化した農家の方には多いんですね。

だから、前も要望しましたが、県庁の中の、例えば太陽光でいいますと、もう既に連携とかもいろいろなさっているように聞いておりますので、引き続き、あんまりバランス、バランスだけじゃなくて、まあバランスは必要でございますが、その地域の土地利用の実情に応じた考慮というものもしていただければと思いますので、要望しておきたいと思います。

ほかにありませんようですので、これで農林水産部の審査を終了いたします。

今回の第6回委員会は、10月25日金曜日午

前10時に開会し、午前に土木部の審査を行い、午後から企業局と病院局の審査を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時50分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長